

令和6年度

南三陸町議会会議録

6月会議	6月	4日	開	会
	6月	7日	散	会

南三陸町議会

令和6年6月4日（火曜日）

令和6年度南三陸町議会6月会議会議録

（第1日目）

令和6年6月4日（火曜日）

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長	三浦浩君
総務課長	千葉啓君
企画課長	岩淵武久君
町民税務課長	高橋伸彦君

保健福祉課長	及川 貢 君
環境対策課長	菅原 義明 君
農林水産課長	遠藤 和美 君
商工観光課長	宮川 舞 君
建設課長	及川 幸弘 君
会計管理者兼会計課長	男澤 知樹 君
上下水道事業所長	大森 隆市 君
歌津総合支所長	山内 徳雄 君
南三陸病院事務部事務長	佐藤 宏明 君
教 育 長	齊藤 明 君
教育委員会事務局長	芳賀 洋子 君
代表監査委員	横山 孝明 君
監査委員事務局長	佐藤 正文 君

事務局職員出席者

事務局 長	佐藤 正文
主 幹	佐藤 美恵
主 事	小野 真里

議事日程 第1号

令和6年6月4日（火曜日） 午前10時00分 開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 行政報告
- 第4 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

6月会議、今年度の初議会となりました。

復興事業も完了し、ある程度落ち着いてきたことの表れなのかなと感じております。

復興途上の能登半島では、昨日も震度5強の地震が発生いたしました。被災して避難されている皆さんには、さぞ不安に感じておることと思ひ、心よりお見舞いを申し上げます。

議員各位には活発な議論をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

当局より、4月1日付の人事異動に伴う議場出席管理職職員の異動について、これを報告したい旨の申入れがありました。この際、これを許可いたします。総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） おはようございます。

議長より発言の許可を得ましたので、4月1日付人事異動に伴います管理職の紹介をさせていただきます。

お手元に令和6年度南三陸町常勤特別職及び管理職名簿を配付しておりますが、議場出席管理職中、異動した管理職のみを報告いたします。

環境対策課長菅原義明です。（「菅原でございます。よろしく願いいたします」の声あり）前職は行政管理課長でございます。

続きまして、上下水道事業所長大森隆市です。（「どうぞよろしく願いいたします」の声あり）前職は環境対策課長でございます。

以上、御紹介とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、令和6年度南三陸町議会6月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、報道機関から、6月会議を通して取材を目的とした撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、傍聴規則第8条の規定により、議長においてこれを許可しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において3番高橋尚勝君、4番須藤清孝君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

議会活性化特別委員長から、議長に正副委員長の選任の報告がありました。

議会活性化特別委員長に菅原辰雄君が、副委員長に後藤伸太郎君が、選任されましたので報告いたします。

議会休会中の動向、町長から付議された議案及び説明のための出席者につきましては、お手元に配付したとおりであります。

次に、監査委員より、お手元に配付しておりますとおり、定期監査報告書並びに例月出納検査報告書が提出されております。

次に、一般質問は、阿部司君、後藤伸太郎君、須藤清孝君、佐藤雄一君、今野雄紀君、伊藤俊君、及川幸子君、以上7名より通告書が提出され、これを受理しております。

次に、議会の委員会調査状況については、お手元に配付したとおりであります。この際、各常任委員会及び議会運営委員会並びに特別委員会において行った所管事務調査等の概要について、委員長の報告及び説明を許します。

まず、総務産業建設常任委員長の報告、説明を許可します。総務産業建設常任委員長佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 総務産業建設常任委員会の調査概要についての報告をいたします。

ページは、3と4ページでございます。

農業・水産業の現状と課題について、現地聞き取り調査を実施し、各委員からの報告については記載のとおりでございます。

その中で調査の結果、農、漁業ともにいろいろな課題がある中で、気象変動の影響は非常に深刻であり、生産地域が北上傾向にあることを踏まえ、当該地域の現状と対策を調査・検討する必要があることから、継続調査といたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 以上で、総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

次に、民生教育防災常任委員長の報告、説明を許可します。民生教育防災常任委員長村岡賢一君。

○9番（村岡賢一君） 民生教育防災委員会では、多様な教育環境のあり方、居場所づくり、子育て支援策の充実についての調査を行ったものでございます。

4月12日、5月9日、それから5月16日には京都府宮津市・与謝野町に視察調査に参りました。

その中で、与謝野町では年2回、学級満足度調査Q-Uを実施し、その結果を分析することで精度の高いアセスメントを実現しようとして取り組んでいる。また、地域と行政が一体となって空き家などの地域資源を活用し、子供の居場所づくりを行うキッズステーション事業や、適応指導教室トライアングルの設置、京都府の指定を受けての不登校児童生徒支援システム構築事業などを行っている。

宮津市では、いじめ防止基本方針の策定、いじめ問題対策連絡会議の設置、いじめ防止対策推進委員会の設置などにより、社会全体でいじめを克服するよう取り組んでいる。また、令和5年度からは不登校対策として校内フリースクールを開設し、ほっこりできる居場所づくりを進めている。

さらなる調査を要するため、継続調査とするものであります。

以上、お願いします。

○議長（星 喜美男君） 以上で、民生教育防災常任委員会の報告を終わります。

次に、議会広報常任委員長の報告、説明を許可します。議会広報常任委員長後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 議会広報常任委員会です。

令和5年度3月会議の内容並びに特別委員会の活動状況等を議会だより第73号にて住民の皆さんに周知するため、議会だよりの作成を行ったところでございます。また、お知らせ版を作成いたしまして、今もホームページに掲載されておりますけれども、この6月会議のおおよその日程を掲載しておるところであります。傍聴にぜひいらしていただければと思っております。

次回の議会だより作成のため、調査自体は継続とするものであります。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 以上で、議会広報常任委員会の報告を終わります。

次に、議会運営委員長の報告、説明を許可します。議会運営委員長後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 議会運営委員会であります。

定例会、全員協議会等の前に議会運営についての検討を進めてきておりますが、数回にわたって委員会を開催した中で、本会議における行政報告の取扱いについて、それから緊急質問の取扱いについて等も検討したところでございます。

行政報告の取扱いにつきましては、原則認めない。書面にて提出された工事関係の行政報告

に関しての質疑は今までどおりということでありますけれども、町長が口頭で申し上げる内容に関しては基本は質疑はなし。ただ、内容によって、特段に疑義をただすための発言があるであろうと議長が判断した場合は、議長が口述に付け加えるというような取扱いにはどうかと答申をしたところ、全員協議会5月9日に開催されましたけれども、そのように取り扱うということで確認されたところでございます。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

次に、議会活性化特別委員長の報告、説明を許可します。議会活性化特別委員長菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 議会活性化特別委員会では、記載のとおり、3月8日、調査事件の調査継続についてを確認いたしました。

令和6年5月9日、タブレット導入について、庄内町議会合同研修会・交流会について、県北地方町議会議員研修会について等を協議いたしました。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 以上で、議会活性化特別委員会の報告を終わります。

次に、東日本大震災対策特別委員長の報告、説明を許可します。東日本大震災対策特別委員長菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 東日本大震災対策特別委員会では、3月13日に防災対策庁舎の町有化についての委員会を開催し、質疑、協議いたしております。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 以上で、東日本大震災対策特別委員会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

令和6年度南三陸町議会6月会議の開会に当たりまして、3月会議以降における行政活動の主なものについて、御報告を申し上げます。

初めに、令和6年能登半島地震における被災自治体への訪問について、御報告を申し上げます。

本年4月22日及び23日の2日間、令和6年能登半島地震により被災した石川県内4市4町を

訪問してまいりました。訪問先は、宮城県の対口支援先であります能登町をはじめ、住家半壊以上の被害が1,000棟以上である市町を対象に、七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町と、東日本大震災において、本町が給水支援を受けた金沢市及び津幡町を訪問し、能登地方全体が1日も早い復旧・復興を成し遂げられるために、東日本大震災での経験などをお伝えしながら、見舞金、目録であります。100万円をお届けしてまいりました。

また、南三陸町行政区長連絡協議会が呼びかけ、町民皆様から御協力をいただいた義援金約240万円につきましても、3市3町、七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町にお届けしてまいりました。

元日の発災から4か月が過ぎようとしておりましたが、復旧はまだまだといった印象でありました。

東日本大震災での経験をお伝えするとともに、復旧状況、必要としている支援等につきましても確認してまいりましたので、今後の支援等を検討したいと考えております。

次に、交通死亡事故ゼロ10年間の達成について、御報告を申し上げます。

本町におきましては、平成26年5月に歌津皿貝地区で発生した交通死亡事故を最後に、去る6月1日をもって、交通死亡事故ゼロ10年間の達成いたしました。

地区内における交通死亡事故ゼロ10年間は、県内第1位の記録となるもので、6月19日に県知事褒状が伝達される予定となっております。

この記録達成は、警察、交通安全協会といった関係機関の御尽力はもとより、町民の皆様の交通安全意識の高さと、地域ぐるみでの継続した交通安全活動の賜物であり、改めて敬意と感謝を申し上げる次第であります。

今後におきましても、交通死亡事故ゼロの日が長く継続されるように、関係皆様のさらなる御協力をお願い申し上げます。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 以上で、町長の口頭による行政報告を終了いたします。

次に、書面にて提出された工事関係の行政報告に対する質疑を許します。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） おはようございます。8番及川です。

2点ほどお伺いします。

1ページの町長行政報告の工事関係の中より、工事名が2件、入谷地区橋梁補修工事、それから、町道葦の浜線道路舗装工事出ております。どちらもですけれども、場所をお伺いすると、2つ目はこの葦の浜の工事が2回目で入札になっております。1回目の不落到終わっ

たことだと思う、その要因ですね。2回目に決まったということなので、1回目で決まらなかった要因は何だったのか、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、入谷地区の橋梁補修工事につきましては、橋梁のその名のとおり補修ということですので、具体には千刈田橋、それと鏡石橋の補修を行うものでございます。

それと、葦の浜線の舗装工事でございますが、こちらは昨年度から継続してやっておりますが、漁港近くの町道葦の浜線ずっと下りていきまして、漁港近くの町道部分を舗装するものでございます。

それと、町道葦の浜線の舗装工事ですか、入札、札入れが2回だったと、その要因という御質問でございますが、当局といたしてはお答えする立場にございません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 場所については分かりました。

入札が2回あったということの1回目の要因は何であったかということを確認したかったんですけども、お答えできないということなんですけれども、どなたか分かる方。

○議長（星 喜美男君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（男澤知樹君） 今年度から会計課長が入札執行者ということでございますので、私から答弁させていただきます。

入札回数2回ということでございますが、1回目、予定価格に達しなかったから、再度入札を行ったわけでございます。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 価格に達しなかったということなんですけれども、1回目も、2回目も入札指名業者は同じだったのか、この辺。（「システムが分かってない」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（男澤知樹君） 同じでございます。（「言葉がないという」の声あり）
こういう答えでよろしゅうございますか。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 分かりましたか。

ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 2点ほど伺いたいと思います。

1ページの最初のほうの工事なんですけれども、まず、伺いたいのは1点目、この入札者なんですけれども、落札したこの会社なんですけれども、特段、橋の塗装に強いとか、そういった面はあるのか。その点、1点と、あとこの工事、2つの橋が一緒に発注になっていますけれども、別には発注できなかったのか。その点、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございます。

落札されました業者さんにつきましては、過去にも実績がございます。

それと、2か所なぜ一括かということでございますが、関連があるか、ないかという話かとは思いますが、効率的に進めるために、2橋一緒に発注をしたということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 1点目は、実績のある会社ということで分かりました。

2点目なんですけれども、これほかの業者は入札参加した方は町内の業者さんみたいですので、でき得るならば2つに分ければ、もしかすると町内の業者さんも落札する可能性があったのではないかと、そういう思いだったんですが、やはり費用面、効率面、そういったことを考えてこのようにしたのか、再度、2つに分ければ町内の業者さんも落札できる可能性があったかどうか。これ答えづらいかどうか分からないんですけれども、答えられる範囲で伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 確かに2件発注するというのも可能ではございますが、経費等々考えますと、一括で発注したほうが有利ということで、一括で発注をしてございます。

それと、入札参加業者さんの名前を見ていただけるとお分かりいただけると思いますが、町内業者さんというよりも、町内に営業拠点等を置く業者5社ということで、入札の参加があったものでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、以上で工事関係の行政報告に対する質疑を終了します。

これで行政報告を終わります。

○議長（星 喜美男君） 日程第4、一般質問を行います。

通告1番、阿部司君。質問件名1、社会変革に伴う金融教育等の対応について伺う、2、食料危機時に対応する農政の考えについて伺う、以上2件について、阿部司君の登壇、発言を許します。2番阿部司君。

〔2番 阿部 司君 登壇〕

○2番（阿部 司君） おはようございます。

ただいま、議長より登壇して質問する許可を得ましたので、質問を行わせていただきます。

本日のですね、質問2件用意させていただいております。

1件目の質問の件名は、社会変革に伴う金融教育等の対応についてというタイトルです。相手方は町長及び教育長とさせていただきます。

質問の内容につきましては、成年年齢の引下げや先進欧米諸国との比較から、国民の金融知識の遅れに対する対策として、高校での資産形成授業が始まっている。

については、こうした状況を鑑み、当町の以下の点について伺う。

1点目、高校での金融教育授業の必修化に対し、小中学校における金融教育の現状と今後の方向性について。

2点目として、成年年齢の引下げに伴う金融契約のトラブル対応について。

3点目として、子供や成人を問わず幅広い年齢層を対象とする金融経済教育の普及について。

以上、3点であります。よろしく対応をお願いいたします。自席で対応をさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、阿部司議員の1件目の御質問、社会変革に伴う金融教育等の対応について、私から御質問の3点のうち2点目、そして3点目についてお答えをさせていただきます。

初めに、御質問の2点目、成年年齢の引下げに伴う金融契約のトラブル対応についてですが、町では消費生活相談所を開設しております。契約に関するトラブル、多重債務、架空請求、悪質商法等の消費生活に関する苦情、相談の受付や、各種広報媒体等を活用した当該案件に係る注意喚起を定期的に行っているところであります。御承知のとおり、令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、既に2年が経過をいたしました。当該年齢層からの相談所への相談実績は今のところございません。町では若年世代に対する啓発活動の一環として、二十歳の輝き記念式典の際にも、金融教育啓発パンフレットを配布をさ

せていただいております、このような啓発活動は今後も引き続き行ってまいりたいと考えております。

次に、御質問の3点目ですが、子供や成人を問わず幅広い年齢層を対象とする金融経済教育の普及についてであります。個人資産形成のための金融経済教育については、専門知識を有し、中立公正な立場で助言が可能な機関等が行う相談会や相談窓口の活用が望ましいというふうに考えております。そのため、町では町内の関係団体と意見交換を行い、金融経済教育の開催に向けた検討を既に始めているところであります。

御質問の1点目につきましては、教育長から答弁をさせたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） おはようございます。

それでは、私から阿部司議員の御質問の1点目、金融教育の現状と今後の方向性について、お答えいたします。

令和4年4月の成年年齢引下げにより、18歳からクレジットカードをつくることができるようになるなど、金融、金銭に関する知識や活用能力の育成の重要性が高まっており、議員御指摘のとおり、令和4年の高等学校学習指導要領改訂では投資教育が必修化されるなど、金融教育の内容が拡充されているところであります。

現在、各学校におきましては、小学校では社会科の税金の働き、家庭科の生活を支える物やお金の単元、中学校では社会科の市場経済の仕組みと金融、家庭科の消費生活環境の単元において、金融についての学習を行っており、加えて、小学校では宮城県租税教育推進協議会による租税教室の出前授業、中学校では東北財務局による金融経済教育講座など、専門家による学習活動を展開し、金融についての理解を深めているところであります。

また、伊里前小学校において令和2年度からの2年間、宮城県金融広報委員会からの指定を受け、豊かな金銭感覚を身に付けた「未来の創り手」の育成の主題の下、金銭教育指定校公開研究会を開催いたしました。2年間の実践から、児童は金銭の使い方や支払い方などの知識だけでなく、それらを日常生活に生かしていこうという姿勢を育み、その実践を町内の教職員で共有し、各校の取組に生かしているところであります。

金融教育の推進には、題材の工夫や各校における教科横断的な学習の展開、専門家との連携が必要です。今後も各教科の授業だけでなく、体験的な学習や様々な活動を通して、金融リテラシーを高めるための教育活動を展開してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番(阿部 司君) ありがとうございます。順次1点ずつ確認を進めながら、質問をさせていただきます。

今の教育長のお話ですと、小中学校を対象に金融教育を進めているというふうなことでございます。私も記事を読んでおりますが、令和3年の11月ですかね、金融広報委員会が主体となって、歌津辺りではワカメの体験を通した金融教育の講座、セミナーをたしかやっております。大変すばらしいことだなと思っております。

学校教育で今いろいろルールをお話しされたとおり、金銭、いわゆるお金に対する知識、いわゆるお金には4つの機能がありますよと。いわゆる貨幣の単位としての機能、あるいは貯蔵する機能、それから交換する機能、支払う機能、4つの機能があります。そういうのを小中学校で教えていくのかなと。それに伴うルール、いろんな派生した今度対応というふうなことが、これが必要なのかなと思います。

それで、学校教育においてはですね、義務教育は当然15歳で終わるわけなんですけれども、今はもう進学率も高くなって、九十数%ぐらい学校に進学するというふうな現状であります。高校で金融教育の必修化というふうなことで、ある程度の知識は当然社会に出る前に教えていくんですが、いまだ義務教育を終えて社会に出る人は当然おられると思います。そういったいわゆる生徒たちの心構えといいますかね、そういういわゆる知識というふうなものはどういうふうに今教えていただいているのか。例えば金銭の多重債務とか、あるいはSNSの対応の仕方とか、そういうふうな面についてはいかがでしょうか。

○議長(星 喜美男君) 齊藤教育長。

○教育長(齊藤 明君) 中学校の社会科でございますが、中学校の社会科の中にいわゆる計画的な金銭の管理というところで、いわゆる収支のバランスを考えたものの購入であったり、あるいは生活ということについて、具体的に教科書を用いて指導しているところでございます。いわゆる生活に必要な物資やサービスというものが、お金を通しながらサービスを受けるといことで、そのサービスを受けるための金銭の支払いの方法であったり、その金銭がどのような形で行われているか。さらには自分のお金でございますので、その計画的な金銭管理について指導しているところでございます。

○議長(星 喜美男君) 阿部司君。

○2番(阿部 司君) ありがとうございます。

貯金とかですね、必要だということなんですけれども、実社会に出ると当然そういうことが必要になってきます。保険とか、そういうふうなことの知識というのはどうでしょう。ちょ

っと難しいんですが、その辺の教えというのは施しているんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 保険というのはいわゆる生命保険とかの意味の保険という意味であれば、それは生活をする中で自分の不慮の関係があったときには、その支払い等もありますので、そういう保険に入るというのは家庭科の授業の中で、消費生活と環境の中で指導が入っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） それとですね、これもちょっと難しいんですけども、社会に出るとね、いろんな金融のトラブルなんかも当然出てきます。それで、複利の影響とか、そういうふうなものというのは、そういう教育というのは施されていますかね。いわゆる簡単に言えば、複利計算ですよ、複利計算。金融上の例えば、簡単に言えば、サラ金とかね、そういうふうなものへの利用というのは、これは大変危険なんですけれども、そういう怖さに対する、ある程度の予備知識とか、そういうのは教えていますかね。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） ちょっと具体的な内容でございますけれども、その部分までは入り込んでいないと思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 現状を確認したくて質問しただけの話であってね、非常に難しい範囲なもので、実際は高校あたりでそういうの触れてくると思います。現状はどうなっているかというふうな、確認の意味で聞いただけであります。

一応ですね、昨年23年で投資を対象とした被害額も相当出ておりますね。SNSを通じて様々なトラブル、日本全体で277億円、そのぐらい被害が出たというふうなことで、マスコミで報道されておりますけれども、これは非常に怖いことですね。それに対応する社会の問題というの、これまた大きな問題であります。

一応ですね、あと、2番目に入りますけれども、成年年齢の引下げに伴う金融のトラブル、この件についてなんですが、ものを購入する場合、18歳からはもう一般の成人として扱うというふうなことで、いろいろ商品に対する知識をちょっと不十分のまま契約されるというふうな、そういうことも往々にこれからは出てくるんですけれどもね。そういうトラブルとかの対応というのは、何か行政として相談とか、そういうのは受けた経緯とか、そういうのはあるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、まさしくお話しした分については消費生活相談所等のほうで、こういった問題については窓口として、そういった相談を受けるということになっておりますので、もしそういった今御指摘のような問題等があれば、どうぞ御遠慮なく、そちらのほうに御相談をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 私は今回、この金融教育について一般質問を扱ったのはですね、こうした成人年齢の引下げに伴う社会問題化というのも当然ありますけれども、これに伴ういわゆる経済の知識を学んでもらって、これからですね、いろいろ家庭の問題を中心にして取組が必要だという、この日本全体の社会問題があるわけですね。

ちょっと大きな話になりますけれども、日本の経済というのは、いわゆる企業とそれから一般の家庭、御家庭ですね、家庭とそれから政府という3つの主体がありまして、この3つがお互いにいわゆる人、もの、金、サービス、それらが還流して経済が循環しているわけです。今回の一般質問は、その家庭という面で主体を置いた質問にしております。で、その家庭の面で守りか、攻めかといえ、守りのほうの解釈で非常に保守的な話になりますけれども、どういうふうにして金融知識を生かしていったらいいかという、そういうテーマで質問をさせていただいております。

その意味から言いますと、今、話がちょっとそれないようにはしますけれども、それないようにはしますけれども、今、日本に2,121兆円の個人資産があるんですよ。個人の1人当たりの資産というのは1,600万円あるんです。たんす貯金というのが30兆円から80兆円ぐらいあると聞いています。これらを動かさないと、日本の経済というのは循環しないと。地方にとっては、これは今、少子高齢化とかいろんな問題、それから消滅可能性都市という大変な大きな問題、これらの問題に直結します。国が動くというのは、地方にとっては大変な大きな問題なんですよ。こういう問題を連結して考えていくと、保守的ながら金融経済を学んでいかないと、これまた大変なことになるんじゃないかなと。

で、一般の社会全体にね、金融広報委員会というのが県庁の中にありまして、公正中立な活動を展開しております。こうした金融広報委員会の協力を得て、一般の社会にセミナーとかそういうふうな、講演とかね、そういう学校とか、あるいは社会全体のそういう活動を展開したらいかがでしょうかと、そういうお伺いがございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） イメージと言うんですが、お金をためるということについて非常に負のイメージといいますか、お金の汚いとかというふうな、そういう話と違ってよくあるんですが、実は今の教育長が志津川小学校の校長のときに、金銭教育を受けてもらえないかということで、金融アナリストの方に志津川小学校で金銭教育をさせてもらったことがあるんですが、そのときにその方のお話の中で、お金をためるということがさっき言ったような負のイメージがある、悪というかね、ではなくて、お金はためるべきだと。しかし、そのお金の使い方というのが、人のために使うためにお金というのはためるもんだぞというお話を、その金融アナリストの方が言った。結局そうやって人のためにお金を使うというために、お金をしっかりためるということが、すごく子供たちにとって大事なことなんだということをお話していただいたというか、教育をしてもらったんですが、そういうもろもろのですね、いろんないわゆる金融ということについての考え方というか、いろんな考え方があります。ですから、そういったいろいろな知見を持っている方々のお話を子供たちに聞かせてやると。あるいは、もうこれはもう成人になった我々もそうですが、そういうことの教育というのは必要なんだろうなというふうに、それはもう前からずっと思っておりますので、これからもそういった機会があれば、例えば、南三陸町で言えば、南三陸で金融団というのがありますので、金融団の皆さん方にお力を借りてですね、そういう金融教育ということについてもお話をさせていただく機会を設けるのも1つの手だてなのではないのかなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 私も同じような考えなんですけれども、やはり金融知識というのは一般の町民対象に、全ての人に理解してもらえば、なおいいですね。なかなか難しい面もありますので、将来を担うような、そういうふうな方々に対しては、なおさら知識を深めていただきたいと思うものであります。御存じのとおり、少子高齢化でだんだんだんだん逆ピラミッド型で若い人がいなくなると、これからどうするんだというふうなことで、今、国では新NISA、いわゆる少額投資非課税制度ですか、そういうふうな制度を推奨している。あるいはiDeCoですか、iDeCo、いわゆる個人型確定拠出年金の話ですね。そういうものもいわゆる税金はかけないもので、ある程度の一定の条件がありますけれども、それで将来に向けて、自分の守りをいわゆる築いてくださいと。今の10代、20代の人にしてみれば、大変重大な問題なんですよ。でも、我々、私も67になりますけれども、10年や20年の歳月はあつという間に過ぎていきます。将来どうするんですかというような、大変不安、危惧してお

ります、私は。今の若い人向けにこの金融教育を施して、そして、やはり将来に備えて安全な守りをしてほしいと。何も行政がそういう投資をどうのこうのという話ではございません。いわゆる、そういう投資とか、そういうものに対しては個人がやるべきものであって、それに対するいわゆるセミナーとかね、講演会というのは、それは行政主導でやってもいいとは思いますが。そして、将来を担うであろう南三陸ゼミなんかは今展開していますけれども、そういう方々は積極的にこういうのを活用して、大いに資産形成の準備に入っていただければなど、私はこういうふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 阿部議員のね、お話はそういうふうなことですが、基本ですね、以前、年金改革をしたときに、百年安心と政府は謳っていたんですよ。ところが、厚生労働省の試算によりますと、今から30年後には年金が約2割低くなるというような試算も出ているわけですが、さてさて一体それでいいんだろうかという思いがあるんですよ。例えば、今お話しになったように新NISAとか新しい投資の問題が出ておりますが、それはある意味、裏を返せば、政府が我々国民に対して約束した百年安心年金というものを、自分たちでその責任を放棄した。したがって、そちらのほうに、将来の不安をそちらのほうに転換させていることにしか過ぎないのではないかというふうに私は思っているんです。ですから、その投資することを私は悪いと言っているのではなくて、政府として、基本として我々国民に約束をした百年安心年金というものが一体どこに行ったんだということの、私疑問を持っているんですよ。例えば、日本のね、年金というのが、果たして安心して生活できるぐらいの年金が出るのかということになりますと、篤と御承知のように、到底その年金では安心して生活できないんですよ。その日本の年金のレベルって世界でどれぐらいのレベルにいるんだという話になってくると、決して高くないんですよ、日本の年金って。なぜ年金をもっと上げるというぐらいの改革をしていかないのか、そこを私は甚だ日本の政府の疑問に思っているところなんです。やっぱりそういうふうな世界に目を向けたときに、経済ってグローバルですから、そういった中であって、日本の立ち位置というのがどの辺にあるのかと考えたときに、内輪だけの議論ではなくて、より世界でどういうふうな立ち位置になっているのかということを含めてですね、やはりそこはしっかりと政府として責任を持ってやっていくということが、将来にわたって安心してこの日本で生活をできると、そういうところにつながっていくんだろうというふうに思いますので、そういう政治としてあるべき姿というのをしっかりとお示しをいただくということが、非常に大事なのではないのかなというふうに思い

ます。

いずれですね、貯金ばかりしていると、基本これ経済として回っていかなくなってしまますね。結局、それで消費が回らなくなってしまう。消費が回らないとイコール、今度は経済が停滞するという悪循環に入ってしまうので、そういうことのないような形の中で、将来が本当に安心して生活できるというそういうシステムづくりというのが、日本の政治に求められているところではないのかなというふうに私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 大変すばらしい考えで、私も同感でございます。国へ求めるいわゆる要求は要求として、そういうことでお願いしたいと思ます。

それと自己防衛、最初にお話しさせていただきましたが、自己防衛でこれから資産形成をしていかないと大変難しくなる。地方の我々ができることというのはね、やはりこういう地方でできるのは投資とか、そういうのも勉強して、ある程度の守りを行っていかなくちゃならないと思うんですね。以前、前の一般質問で企業誘致とか、様々質問させていただきましたけれども、なかなか条件があって難しいと。それはそれとして、外的ないわゆる攻めのほうの考え方でいけばそうなんでしょうけれども、守りのほうの展開として考えていくと、地方にいながらにして自分のいわゆる資産を防衛していくという考え方で、今日は質問させていただいております。町長お話しされたように制度を求めていく、補償をどうするんだって、2年目に起きた年金2,000万円不足問題、これはこれで追求すべき事だと思うんですけども、やはり実際にこれから担うべき、いわゆる若い人たちの問題として見れば、やはり今言った商品名はともかくね、N I S Aとかi D e C oとか様々ありますけれども、そういうことも手がけて、金融知識、経済の知識をいわゆる身に着けて、自分に与えられている資産というものを生かしていかなくてはならないと思うんですね。資産なんていうのは、いわゆる目に見えているものだけが資産ではないと思うんですよ。あれは結果として出てきたものですから。いわゆる様々ですね、交友関係とか、愛情とか、様々あります。その総決算として現れているのは、お金ですから。それに至るプラスの資産とマイナスの資産とありますけれども、それをどう構築していくかというのが基本的な金融教育の原点になってくると思うんですね。

やはりちょっと話もそれますけれども、来月の3日かな、来月の3日に新しい新札が出ますけれども、ここに出てくる新札に渋沢栄一氏という、その人の新しい紙幣が、肖像画が現れます。彼は1840年生まれですね。今、生きていれば184歳ぐらいになるのかな。そのぐらいの人ですけども、実際は昭和6年の11月11日に亡くなって、91歳で亡くなっています。

彼のやったことというのは、実際にやったことは大蔵省に入っていますけれども、大蔵省のポストを33歳で辞めたんですよ。当時のナンバー2ですけども辞めて、民間の企業に実際に自ら入ったんです。で、企業を立ち上げたんです。企業を立ち上げて、いわゆる500の、生涯500の企業を創り上げたんです。だから、貨幣に肖像画として出てくるんでしょうけれども、彼は実践の人なんですね。理屈じゃないんですよ。行動を取って、人生を貫き通した人。

私らはこれからね、地方で疲弊するのはこれ間違いありません。それをどう守っていくか、守りのほうの質問で徹しますけれども、これが必要なのではなかろうかなと思っております。何か総括的な、話がいろいろ飛びましたけれども、町長として、こういう方向で進めたいという考えがありましたらば、お話をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） さっきね、私、国のいわゆる役割ということでお話をさせていただきましたが、多分ですね、今、阿部議員がそういう展開になってくるなというのは大体想像していたんです。とはいえなんです、やっぱり。今の状況を考えたときに、そういった年金等を含めていって、制度がすぐ変わるかということと変わらないんです、残念ながら。ですから、とはいえ今、自己防衛をどうするかということが、やっぱり投資とか含めていって、そういう流れになっていかなければならない。そういうときに、いかに正しい知識を持つかということが非常に大事です。

先ほどもちょっとお話ありましたように、非常にX、ツイッターとか、Facebookとかで様々な偽金融情報がいっぱい垂れ流れていて、様々な大きな金額が被害を受けているということで、そういった使われた方々がいわゆる運営会社を訴えるというふうな話がありますが、そういった真贋を見極めるということも非常に大事なことです。それはやはり基本的には知識を持っておかないと、そういうことになってしまう。ですから、阿部議員が言うように、やっぱりこういった金融というものについての勉強といいますかね、そういうものは絶対に必要なんだろうなというふうに私は思っております。

余談、話になりましたので、余談を言いますが、渋沢栄一さんの薫陶を受けた方がこの志津川にいたんです。で、大きく事業を展開した方がいらっしゃいます。そういうふうに全国に渋沢栄一の薫陶を受けて、地域経済をどんどん盛り上げていった方々がいらっしゃったんですね。そういうことのいわゆる日本の経済、金融を引っ張っていったのが渋沢栄一さんだと思います。ここの地元にもいたんでね、薫陶を受けた方がいたということだけ、余談ですがお話をさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

先ほど教育長の答弁の中で、情報リテラシーというふうな言葉が出てきました。学校教育の中で情報リテラシーに徹したいと、いわゆる情報の発信の真意はどうかというふうなことですね。その扱い方とか、いろんなことが、これからSNSを通じていろんな社会が攪拌して、広範囲に展開していくはずですが。当然、成年年齢も18歳になりましたし、なかなか広範囲に活動しながらも、実際のかつての二十歳の成人年齢から2歳若返ったんでね、いろんな社会問題がこれ出てくると思いますけれども、ぜひ義務教育の期間においても、先ほど語られた情報リテラシー、それから情報モラル教育とか、そういうふうな展開が、これまた学校のうちにね、学校のうちにとするか、義務教育のうちにね、授けるとするか、教えるということが、これが求められてくると思います。返答は要りません。これをお願いして、1件目の質問は終わりにさせていただきます。

続けて、2件目に移らせていただきます。

2件目は、質問の内容といたしまして、食料危機時に対応する農政の考えについて伺うということでもあります。質問のお相手は町長とさせていただきます。

質問の内容であります。今国会で可決成立した食料・農業・農村基本法に係る食料供給困難事態対策法から想定される今後の農政の在り方につき、以下の点について伺う。

1点目、当町における耕種別農業経営の現状について。

2点目、当町の水田転作面積と復田可能面積等について。

3点目、耕種別の経営指標から見る当町の農政の方向性について。

以上、3点でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目の御質問であります。

食料危機時に対応する農政の考えについてお答えをさせていただきますが、初めに、御質問の1点目です。当町における耕種別農業経営の現況についてであります。令和5年度における作付農地の面積割合については、水田が約47%、畑が約53%ということになっておりまして、作物の内訳についてはハウス栽培や露地栽培の野菜が約37%ということでも最も多いですね。次いで、主食用の水稻が約33%、牧草や飼料用米などの飼料用作物が約20%ということになっております。近年の傾向といたしましては、園芸作物等の高収益作物の作付が多くなってきている傾向にあります。

次に、御質問の2点目ですが、当町の水田転作面積と復田可能面積等についてであります。水田の作付面積約186ヘクタールに対し約61ヘクタールが、国の交付金であります水田活用の直接支払交付金を活用して転作をしております。約33%が転作をしているという状況であります。復田可能面積についてであります。仮に転作している面積と、過去3年以内に休耕した水田が復田可能であるとすれば、約77ヘクタールが復田可能な農地となります。多分、阿部議員は御承知だと思いますが、3年を過ぎると復田はなかなか難しいということですので、こういう状況だということです。

最後に、御質問の3点目、耕種別の経営指標から見る当町の農政の方向性についてであります。本件については全国的な問題であると捉えております。異常気象等により食料不足のリスクが増大した際に、国の指示に対応するために本町として取り組むべきことは、高収益作物の作付推進や農地の集積等により、今ある優良な農地を荒廃させずに保全していくことが重要であるというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。いろいろ耕種別に作付の説明いただきましたが、その耕種別の主立った作物の取り組まれてきた背景なんか、御存じでしょうか。ちょっとした、簡単な歴史です。分かる範囲で結構ですけれども。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） ちょっとどのぐらい遡ってお話するのか、ちょっと難しいんですが、例えば、戦後ですね、食料困難というか、食べ物が少ないということで、当然、その農業の中でも生産性の向上というのが最も重きを置かれて、米をたくさん作りましょうという体制が昭和の戦後に起こったと。その後に、やはりその米余りというものが今度は逆に生じてきて、田んぼで言えば減反政策というものがなされ、生産調整がなされておったところがございます。近年、平成終わり頃にはその減反調整がもうなくなって、自由化が行われているというような状況が全国のお話なんだと思います。

一方、当町でもやはり農業をやる方がどんどん減ってきて、田んぼの面積が、耕作される面積がどんどん減ってきていると。現状としては、田んぼをやりながら畜産をやる複合経営であったり、あるいは果樹、ブドウであったり、あるいは飾り物の松をやったりというような、田以外の高収益作物を栽培するようになってきているというのが背景といたしますか、現状なんだろうというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

阿部司君の一般質問を続行いたします。阿部司君。

○2番（阿部 司君） やはり農政を語る上では、今までの地域の農政の歴史というものを把握していかないと、これまた正確な話にならないのかなと思います。私の分かる範囲で言わせていただきますと、今、水田、いわゆる水稲の耕作者339人おります。139ヘクタール耕しておりますけれども、水稲ならずね、一番古いのは歴史的に水稲です。これは昔の、それこそ古来からずっとやってきているもので、さらに今はもう既になくなりつつありますけれども、養蚕というものもあります。養蚕は江戸末期からもう取り組まれて、山内甚之丞という方が取り組んだというようなことで、ほとんど今はもうありません。昭和に入って、昭和5年に葉たばこというものがこの当町で入ってきてます。やはり専売公社の取組で、安定した収入というふうなことで取組がされてきております。3年ほど前でもう廃作というふうなことで、耕作者は誰もおりません。昭和40年頃になるとですね、食文化のいわゆる変化というふうなものがこれ出てきております。高度経済成長に伴って、食文化が変わったんですね。酪農経営もこの頃からです。いわゆる牛乳が安定した収入になるというふうなことで、取り組まれております。昭和42年に、肉牛の肥育牛部会というものが設立されております。これも食文化の変化です。何のことはない、米主体、いわゆる野菜主体の食生活が肉を食べるというふうなことで、食の変化が重要な、大きな転換になりまして、肉牛を肥育して育てると、そういうふうな取組がされてきたのもこの時期です。そして、昭和50年あたりからシイタケ栽培というものも出てきています。いわゆる山林活用した、地域のいわゆる自然活用ですね。そういうふうなもので取り組まれてきた経緯があります。これも放射能関係で13年前からもうほとんどもう休眠状態になっているでしょうけれども、これも1つの産業ブームでした。やはりそこから昭和55年、昭和55年になると冷害の年ですね。大雨降って、水稲がほとんど壊滅状態です。そこで現れてきたのが、水稲主体でなく、それに代わる花栽培、いわゆる水稲で米を作るよりは花を栽培して、それに取り組んでお金を取ったらいんじゃないかというふうなことで、取り組まれてきたのが花卉栽培というふうなことです。で、昭和58年頃あたりからですね、園芸施設の野菜というものをこれまた取り組まれて、園芸施設の普及が入っております。平成の25年あたりには長ネギというふうなことで、長ネギ栽培は比較的誰もが

取り組んでいるというふうなことで、これを産地にしたらどうかということで取り組まれております。今でも当然取り組まれておりますけれども、露地でやれるコマツナとか、そういうふうな取組も手伝って、園芸というものが主体的に大きく産地化形成をされている実情であります。

こうした中で、ある程度背景を把握しておかないといけないのは、農業は別にJAのためにやっているわけでもなく、行政のためにやっているわけでもないんです。自分たちが生活していくために取り組んできた、その結果なんですね。その結果が今、農政大きく変わろうとしております。

緊急事態というふうなことで、そういう場合は作物を転換して、いわゆる穀物主体の政策に切り替えるよというふうなことを出すということが国会でも認められました。国会で認められるということは、今の政治の半数以上の人賛成したということです。当たり前のことですけれども。

そこで、これから危機的な状態にいわゆる遭遇した場合、これを出すというふうな考えなんですけれども、危機的な状況というのは分かる範囲でどういうふうな状況なのか、それをお聞きしたいんですが。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的なことだけちょっとお話ししますが、自治法の改正によりまして、今のようなお話が出てまいりました。例えば、1つの例を挙げれば大規模災害、あるいは新型コロナウイルスのような、そういった状況のときにとということでの緊急事態ということですが、農業に対してどういう場合にそういったことが起きるのかということについては、今大変申し訳ないんですが、今の時点で私のほうからお答えできる内容についてはまだ私把握をしていないんですが、担当課長のほうでその辺分かっていたら、担当課長のほうから答弁をさせたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 今般、この食料供給困難事態対策法というものが国会のほうで質疑をされたということで、この中で特定食料というものが定義されております。こちら米であったり、小麦、大豆、その他油脂、あるいは畜産類というものでございます。食料困難事態というものの定義については、この特定食料の供給が大幅に不足し、または不足する恐れが高いため、国民生活の安定、または国民経済の円滑な運営に支障が生じたと認められる事態というふうに定められております。それがどういうものかということ、先ほど町長申しま

したとおり、異常災害であったり、あるいは地政学的なリスクであったり、家畜伝染病の蔓延であったりというようなものが想定されるというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） そうでしょうけれども、食料自給率というのは1999年、いわゆる今回、食料・農業・農村基本法が成立しましたけれども、それ以前の前の食料基本法ができたのも1999年なんです、25年前ですけれどもね、この時点で食料自給率40%もう割っているんですよ。ずっと40%割ったままなんです、この25年間。今改めて、いわゆる食料危機困難云々かんぬんというようなことを言っているんですけども、前から分かっていることですね。25年前から分かっている、今、なんでそういうことを言っているのかなともいう、1つの私の疑問な点もありますけれども、いわゆる国際紛争、これはいつ何が起きてもおかしくない状態が入っていますよと。さらに気候変動、地球温暖化でなかなか産地移動やら、そういうのもこの日本列島でも起きていますけれども、海外的に見たらば、大変なそれこそ穀物が不作とか、様々そういうものが起きています。そういうのが大問題ですね。さらに自然災害、この日本列島に住んでいれば当然いろんな、昨日も地震起きましたけれども、いつ何が起きてもおかしくない、そういうふうな危険な国です。さらに世界的な人口問題、今、80億人超えて、食料難で危機に瀕しているような国もたくさんあります。穀物は当然入ってこない可能性も出てくると。なおさら危機に瀕する条件というのが、そろっているわけなんです。いわゆる緊急事態という言葉を使っていますけれども、平時から、もう今年からですね、緊急事態になりましたから、それに対応するようなことをやりますと言われても、これはしかるべきだと思うんです。そういう事態になりかねないんですよ。そういう状況の中で、いわゆる今出されている穀物主体に作付しなさいというふうな指示が来ると思います。直接国から来るのではなく、県通じて来るんでしょうけれども、そうした場合の考え方というものも、これ取っておかなくてはいけないんですね。今、水稻作付幾らで、どのぐらい面積されていますか、何人ぐらいいますかとか、さらにほかの主立った耕種別にどういう状況を取組みられていますかというのを聞いたのはそのためなんです、こうした状況を食料危機だからと言って、これから転換を図る上で問題が起きるとというのが、これ想定されるわけなんです。いわゆる復田に伴う、もし復田を実施したら、こういうふうな問題が起きるであろうというその問題を把握されておりますか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 先ほど答弁の中にあつた、既に畑地のほうに転作しているもの、

それから、3年以内に休耕したというものを合わせたものが全部で77ヘクタールと申しましたが、基本的にはですね、この既に転作されている部分ということについては、元に戻すというのが現状としてはなかなか難しいのだろうというふうに考えております。畦畔をつくったり、あるいは機械を準備したり、当然、担い手の方を探すというふうなことを考えますと、現実的にはこの77ヘクタールを全て食料危機の時期に水田に戻すというのは、なかなか難しいのではないかとこのように考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 国会の審議の中で出てきたのは、答弁されてる中で出てきたのが、生産者の負担にならないような範囲でという条件つきでありました。この生産者の負担にならない範囲というのは、大枠でどういう感じが把握されていますか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） すみません。細かいところまでは、ちょっと私も把握をしておりません。基本的にはですね、食料がまず不足しそうだという状態で、食料供給困難兆候という兆しがあるという状況になりますと、国のほうで食料供給困難対策本部というものが立ち上がります。その中で、まずは出荷調整、あるいは販売の調整、あるいはその輸入の促進というもので安定化を図りたいと。さらに、それでも食料困難、先ほど申しました供給困難事態になった際には、その生産製造の促進ということで、転換であったり、あるいは増産というものの指示が来るという流れになっております。その中で、基本的はその計画を増産、あるいは生産する計画を出してくださいというルールになっております。このルールを出さない場合は、罰金刑もあるよということになっております。ただし、その計画に基づく生産が行えなくても、処罰の対象になるわけではないというふうに、今は資料の中では記載されておるところでございます。その詳細の部分、どういうケースがどうなるのかという細かい部分はまだちょっとお示しされておられませんので、我々としてもこの法の運用がどのようなのかというのを示された段階で、詳細な検討を県などとも行いたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 今お答えの中でですね、計画を出さない人に対しては罰金刑を科すというふうなお話出ましたから、そのちょっと話も出ましたので、また質問したいと思いますけれども、この罰金刑ね、罰金刑というと2種類あって、行政罰の罰金と刑罰の罰金2種類なんですけれども、刑罰の罰金のほうなんです。どういうことかということ、前科がつくんで

すよ。今のこの農政に前科のつく刑罰を設けると、それを国会で通したんです、ね。前科というのは消えませんからね。単なるお金で済ませることで終わるんじゃないんですよ。そういうふうな考えの下進めているという農政で、これから真剣に考えていかななくてはならないということですよ。今の農家がね、高齢化して辞めていっているのが現状なんです。何年だ、1999年、いわゆる農業・農村基本法ができた25年前に324万人の農家があったんですが、昨年で92万人なんです。激減しているんですね。2050年、2050年にはどうなるかと、18万人になるでしょうと、いわゆる今の5分の1になるでしょうと言っています。そういう状況で、いわゆるこの問題に反論するような農家の方というのが、だんだん少なくなってきていると思うんです。これが実態だと思うんです。なかなか罰金刑って一言で言っても、本当に前科のつくような罰金刑を科せられるって、なかなか生産をやめていても、恐らく高齢化してやれないと言ったら、そういう適用はしないでしょうけれども、本当にそういうふうな、いわゆる内部の事情もあるということぐらいは、これ把握してこなくちゃいけない。これが今の農政に対する考え方ですね。それに対して、ではこれからこの地域をどうする、農政どうするというふうな考え方になった場合、これ本当に難しいことなんです。辞めていく方がいわゆる農地はだんだんだんだん放棄して、いわゆる耕作放棄ですね、荒れていくわけですよ。その辺の問題、一般質問でも何回かやっていますので、大体の考えは分かっていますけれども、方向性というものは考えておられるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 以前にもちょっとお話しさせていただきましたが、今議員御指摘のとおりですね、担い手の方がどんどん減っているという状況、不足しているという状況でございますので、今その休耕しているものを新たに活用するというのは、できる部分は当然やっていくんですけれども、基本的には今耕作されている方の農地を基本的には維持していくと。そのためには今ある、その経営されている農地を誰が将来的に耕作をするのかというものを明確化した上でですね、現状の農地を守っていく取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 以前にも、地域計画進める上でアンケート取っていますね。前のアンケートですと、2,348戸のうちの516戸が返答してきましたよと。その中で10年後にいわゆる離農するという人が約54%いますよ、そして78%が後継者がいませんと、こういう状況なんですというふうなことなんですけれども、現実的に考えていくと、やはりそれを担い手をつ

くっていかないと解決しない問題なんですね。農家の個々の若い人が当然今でもいますけれども、そういう人だけでこれを何とかと言っても、できないと思うんですよ。どういうことかという、1つの営農組織があったら、それはかつての旧町単位で農業をやるような、そういう組織でないと、実際は受入れ不可能だと思う。現実にその農業なんてやるわけがないと思うんですよ。1人で二、三十ヘクタール、簡単に言えばね、その辺ぐらいの規模にならないと、これは農業は維持できないと思うんです。農地もどんどん荒れてくると思うんですね。そういうふうな考えというのはいかがなものですかね。考え、持たれているでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 議員おっしゃるとおりですね、大規模化といいますか、ある程度大きなものを耕作するためには組合化、あるいは法人化というものが適正なんだろうと思います。実際、震災後に圃場整備したところは農業法人、生産組合のほうで対応しているという実績もございます。ただですね、実際のところ、取り組まれるのは個々の農家の皆さんになりますので、町のほうとして、そういう考え方は非常に重要だと思いますが、個々の農家の皆さんの考え方というものも重要だと思いますので、そこは御意見を今後聞いてまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） そこをですね、大規模化というふうなものを進めていかないと、これ現実的に不可能なんですけれども、それに伴う農地整備もこれまた必要なわけで、土地の立地条件のいいところだけを受委託で受けると言っても、現実的には不可能ですね。その辺の進め方というものを、ある程度考えられているでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 農地整備を行うとなりますと、例えば、圃場整備等がございますが、その圃場整備を行いますと、どうしてもその自己負担という部分が発生してまいりますので、恐らくなかなかその自己負担を現状負担いただいてまで圃場を整備するというのは、各皆様の御理解を得るのはちょっと難しいのではないかとというのが、今の考えでございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 穀類と、それから、その他の作物ですね。その作物、先ほどいわゆる農業の推移というのをちょっとお話しさせていただきましたけれども、これは農業が経営をいわゆる維持できるような、お金になるような農業への取組の推移だったんですよ。で、これ

を穀物にいわゆる食料自給困難が、事態が出たからと言っても、これはすぐさま対応できるものではないと思うんです。例えやったものにしても、刑罰科せられるものでやったものにしても、採算の取れないような大赤字というもの、これは出てくると思うんですね。例えば、1つの法人なりなんなりがそれを受委託例えば進めていったものにしても、農地のいわゆる整理のされないところというのは残ってくる。そういうふうなところというのはこれからどうしていくかというようなことも、これも考えなくてはならないと思うんですけれども、その点考えていますか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） なかなかその小規模な農地の今後の耕作の見方といいますか、そういうのは難しいところがございます。先ほど申しましたとおり、では基盤整備で大型化していくのかというのも、これも難しいところがございます。現状としては、今、その地域計画をつくっている中で、農家の皆さんの御意見を聴きながら、町としての方策を考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 1つ私の考えを提案というふうなことになりますけれども、今、認定農家というふうなことで町が認定して、そして農業に当たる者へ資金の提供とか、提供というか、提供ですね、そういうふうな制度があるんですけれども、これは各自治体で認める認定農業者制度ですね。それはそれでいいんですけれども、今、食料自給困難で実際に取り組むものとした場合、これ先ほど私も話に出しましたように、食料自給率を一挙に上げなくちゃならないということになるかと思うんですね、現実的には。40%を割って、ここ25年間ずっと今現在で38%ですけれども、これ今のままですと、もっと下がるでしょう。これを上げていくというふうな考えというのは、大変だと思うんですね。もう25年前から食料自給率45%にしようというふうなことで目標を掲げているんですよ。にもかかわらず、実際にはこの38%で推移しているんですけれども、相当な農政の転換を図らないと、できないんですよ。だから、従わない者、計画書を出さない者は罰金を科すというふうな話を出すんですけれども、私はこれに対して国でね、ある程度、いわゆる農業を直接モデルのようなものをつくって、そこで働く人を将来のいわゆる認定農家、国の認定農家として育てていくことが、これ必要ではないかなと思うんですよ。各自治体に任せるのではなく、国でそういう認定を設けて、もちろんそこには学術的にもいろんなハードルが出てくるでしょうけれども、そういうふうな知識を持った人が地域の旧町単位でいわゆる現れてこない、農政なんて解決できる

問題でないと思うんですよ。少なくとも、10人以上の人を引っ張っていくような人材ですよ。そのトップに立つべき人間が果たして本当に育ってくるのか。これ、いろんな教育が必要になってくると思うんですね。それを国のほうで把握していただいて、現実問題として、こういうのがもう現れていますよ、いつ起きてもおかしくない食料自給困難が。それはこれ急ぐ問題として私は必要だなと思うんですけれどもね、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、阿部議員からいろいろ御意見をいただいて、地域実態として取り組むべきものと、それから、併せて国として取るべき方向性といいますか、そういうのがある意味一体となってお話をしておりますので、地域の問題については今担当課長のほうから答弁をしておりますが、国全体の問題のことについてですね、今この担当のほうといいますか、こちらのほうで議論しても、なかなか国の問題について、こちらでこうしますということはなかなか言えないんです。

で、ある意味私が思っているのは、今ちょっとお聞きしながら話を聞いてですね、今、日本の農業の今、自民党のほうで責任者という立場の中でほぼ窓口になっているのが地元の小野寺五典議員です。したがって、今全国の農業関係の問題についてのほとんど相談相手が今、小野寺五典先生に行っていますので、そういうことでのいわゆる議論というのは、いわゆる地域実態がこういう方向に行かなきゃない、今、阿部議員がおっしゃったように、国としてということについては、この場所というよりも、そういった国レベルの問題で議論をしていく。あるいは、こちらから様々な課題、問題等についてお話をしていくということが、ある意味必要なんだろうというふうには、今お話聞きながらそう感じておりますので、でき得れば、そういった阿部議員もう少し、いろんな御意見ありました、それを取りまとめていただいて、それから国のほう、あるいは自民党のほうにですね、お話を持っていくということも1つの手だてだと思いますので、ぜひそういった御指南をいただきながら、やっていただければというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） それはお願いすべきことだと私も思っております。食料自給率を上げていくというのが、これがもっともな目標でありまして、食料自給率は日本全体の話でありましてね、38%というの。これ各県別に見ることも必要だと思うんですよ。宮城県どのぐらいの食料自給率あるかというのと、72%なんです。福島が77%、岩手が105%、青森が125%、そして山形が143%、秋田が200%ですかね。東北6県全部合わせると、108%の自給率になる

んですよ、食料自給率ね。もう全体、東北だけで見ると、ほぼクリア。宮城県はちょっとね、宮城県と福島だけは食料自給率割っていますけれども、100%を割っていますけれども。こういう地域的なものも、これからの勘案する考え方にちょっと入れておかなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですね。こういう立地条件、当地域のような狭隘な土地で生活する農家というのは、本当に必要あって今変化してきているわけですよ。先ほど、農家の推移をしゃべらせていただきましたけれども。その変化を食料自給困難だからと言って、いわゆる変化を求められると、本当に大変な事態になってくると思うんですね。そういうことも農政のいろんな打合せがあるでしょうけれども、提案として出していただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） カロリーベースでのね、食料自給率の問題について、いろいろお話をいただきまして、まずはそのとおりなんですけど、国として全体を制度としてつくる場合にですね、基本自治体というか、そこを別々にということではなくて、全体としてどう農政を運ぶ、その推進をするかということの考え方で、どうしても制度というものはつくっていくものですから、ですから、そういう流れの中でどうあるべきなのか。例えば、先ほどお話ししましたように、確かに昔から東北地方はもう食料供給基地でずっと推移をしているわけですね。それでも、なおかつ日本全体だとすればそういう状況だと考えたときに、国として農政をどうつかさどる、国としてどう動くのかということについては、これは地方からいろいろ様々御意見を集約しながら届けていくということが、非常に大事なんだというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 理解しました。

以上で、私の質問は終わりにさせていただきます。御協力ありがとうございました。

○議長（星 喜美男君） 以上で、2番阿部司君の一般質問を終わります。

次に、通告2番、後藤伸太郎君。質問件名1、化石を活用した、人を呼べる仕掛けづくりを、2、旧防災対策庁舎の今後は、3、交通安全対策は、以上3件について、後藤伸太郎の登壇、発言を許します。後藤伸太郎君。

〔6番 後藤伸太郎君 登壇〕

○6番（後藤伸太郎君） それでは、ただいま登壇の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきますというふうに思います。

先般ですね、新聞記者の方とちょっと親しくお話をする機会がありまして、一般質問は議会

の華だと思っておりますというお話をいただいて、私、何だかんだ10年議員やっているんですけども、私もそうだなと思っておりますので、今日も頑張って質問をしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

3件質問事項がありますが、1件目について、こちらから質問させていただきます。

化石を活用した、人を呼べる仕掛けづくりをぜひ考えていただきたいということで、町長並びに教育長にお伺いをいたします。

南三陸町全域で学術的価値の高い化石が取れるということは、これ周知の事実であるというふうに思っております。世界最古クラスですね、最も古い化石が取れる。また、化石に詳しい町民の方の名前が、その発見した囊頭類の学名に採用されたりというですね、こんなすごいことはなかなかないだろうというふうに思っておりますけれども、こういったことが教育旅行の誘致等へ連動していない現状が見受けられると感じております。町内様々な場所で化石は見つかるわけですが、特に価値のある化石が多く見つかった歌津地区へ、町外から人を呼ぶ仕掛けをつくるべきだというふうに思っておりますけれども、町長並びに教育長の考えを伺いたいと思います。

1点目、魚竜化石を中心とした展示や保管の現在の状況はどのようになっているのでしょうか。

2点目、町内の児童生徒には、どのようにこの化石のこと、太古のロマンに夢をはせる、そういった授業など、どのように情報発信をしているのか伺います。

3点目、化石ミュージアムのような新たな施設整備、これは可能でしょうか、伺います。

4点目、化石の発掘体験というプログラム、コンテンツが町内にはあります。これは我が町ならではのものだというふうに考えますけれども、その体制をさらに強化していく考えはないでしょうか。

最後、5点目、民間の団体とさらに今以上に連携を深めて、町外から人を呼ぶアイデアと一緒に考えてみてはどうかと思いますが、町の考えを伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、後藤伸太郎議員の1件目の御質問です。化石を活用した、人を呼べる仕掛けづくりについてですが、私から質問の3点目と4点目、そして、5点目についてお答えをします。1点目、2点目及び5点目について、教育長から答弁をさせたいと思います。

初めに、御質問の3点目になりますが、化石ミュージアムのような施設整備は可能かという

ことについてお答えをいたしますが、東日本大震災以降、町で展示している化石はその時々によって展示場所を移動し、現在は歌津総合支所内に化石展示室を整備しているところでもあります。化石ミュージアムのような施設整備ですが、現状の展示スペース等を改修、または増設するなど、既存の施設を活用する方法もあるのではないかとというふうに、町としては考えているところでもあります。

次に、御質問の4点目ですが、化石の発掘体験は当町ならではのコンテンツ、さらに体制を強化する考えはということですが、化石発掘体験は県内唯一、先ほど後藤伸太郎議員がお話ししたように、当町ならではのコンテンツであります。子供から大人まで、幅広い世代に人気を集めているところでもあります。南三陸町観光協会が募集して開催された発掘体験では、昨年度は約1,000人の方々が参加をしました。今年度においても既に350の方が体験されるほど、その人気ぶりや、化石そのものの希少価値については認めるところでもあります。

議員御質問の体制強化についてであります。令和5年1月に開催されました南三陸を化石で盛り上げる会H o o k e s キックオフ説明会において、人的支援が必要であるというふうな話が出たことから、令和5年7月から一般社団法人南三陸町観光協会において、地域おこし協力隊に着任をしていただきました。化石を使った観光の活性化や、化石の認知度向上に向け活動をしていただいているものと認識をしております。

また、昨年度はおらほのまちづくり支援事業補助金による事業費の補助を行っておりまして、今年度からは観光振興に寄与する観点から、観光振興補助金による支援を予定しているところでもあります。町といたしましては、この化石発掘体験が収益事業に乗り、自立化できるように、今後も支援をしてまいりたいと考えております。

次に、御質問の5点目ですが、民間の団体ともっと連携し、人を呼ぶアイデアをということですが、既に民間において様々な活動が行われております。また、町が観光協会に委託をしております教育旅行誘致促進や、着地型旅行プランの造成など、交流人口拡大に係る各種事業においても、誘客を図る自然体験プログラムの1つとして位置づけて、他のプログラムと同様にプロモーションに組み入れているところでもあります。町としては、引き続き情報発信等の後方支援に力を入れてまいりたいというふうに考えております。

続いて、教育長から答弁をさせたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） それでは、私から後藤伸太郎議員の御質問の1点目、魚竜化石を中心とした展示や保管の現在の状況についてお答えいたします。

国指定天然記念物歌津館崎の魚竜化石産地及び魚竜化石では、ウツギョリュウを現地保存により展示し、魚竜館ではクダノハマギョリュウを現地保存により展示しているところであり、また、町内から産出した3種の魚竜と、イタリア及びドイツの魚竜、アンモナイト、囊頭類といった本町の代表的な化石を活用するため、歌津総合支所内に化石展示室を整備し、令和3年4月から常設展示をしているところです。

ほかの状況につきましては、魚竜化石は現地保存のほか、歌津総合支所化石展示室及び吉野沢仮収蔵庫に、その他のアンモナイト等の化石は民俗資料館及び伝習館にそれぞれ収蔵されており、温湿度管理や除湿機の設置、文化財害虫の確認、調査に用いるインセクトトラップを設置するなどし、定期的な清掃及び職員による目視確認を行い、資料の保存に努めているところでもあります。

次に、御質問の2点目、町内の児童生徒にはどのように情報発信をしているかについてお答えいたします。

町内全ての小学校6年生を対象としたふるさと学習会における歌津総合支所化石展示室の見学や、各小学校の理科の時間等における地層、化石に関する学習などを通して、興味、関心を深められるよう、取り組んでいるところでもあります。

最後に、御質問の5点目、民間の団体ともっと連携し、人を呼ぶアイデアについてお答えいたします。

文化財保護行政の要であります保存と活用の両立を目指していくためには、これまで以上に多様な主体との連携、協働は欠かすことのできない要素であると認識しております。本町には世界的に貴重な魚竜化石があることに加え、近年も新種化石の発見が相次いでおり、さらなる活用策が求められているところです。教育委員会といたしましても、大学、民間団体等との個々のつながりは既に存在しておりますので、これを昇華させる形でより一層、連携、協働を図ってまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時09分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

後藤伸太郎君の一般質問を続行いたします。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） それでは、化石の設備についてですね、人を呼べる仕掛けづくりをと

ということで、さらに詳しく伺っていきたいと思います。

まず、教育長になるのでしょうか、その化石に関してはまず、その分類というか、文化財とか、そういう類のものになると思いますので、所管としては教育委員会ということなのかなということは確認させていただいておりました。

1点目は、その展示や保管の現状についてお伺いいたしました。様々な場所で点在するような形で保管、また活用されているということですが、特にその集中しているのは歌津の総合支所、ここに町内で取れる様々な代表的な物が分かりやすく、さらにその価値の高い物をどんと大きく展示室で展示しているような状況だというふうに思います。この支所での展示もできる限りのことを現状で行っているという認識なのか、人の目に触れるところに置いて活用するという意味では、もう総合支所で今かなり頑張っていますよという認識なのかどうか、そこを伺ってみたいと思いましたがいかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 現時点でできる範囲のところは、しているつもりでございます。

ただ、現時点でさらに増やしたいという思いを学芸員さんとも話をしているんですが、そのところにいわゆる化石に関する資料というか、図書があるんですけども、ああいったものをさらに増やして行って、いわゆる化石のシンクタンク的な要素のある展示室にして、見学者あるいはその勉強をしたい方々が、そこでも学習できるようなスタイルも取ってもよいのではないかなという話もしております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 先ほど教育長のほうの答弁だったと思うんですけども、5点目でさらに人を呼ぶアイデアを考えてはいかがですかというような質問をしましたら、保存と活用の両立のために、いろいろなところと連携している必要があるんだというような認識をいただいております。活用については、現状でできる範囲頑張っていますよというようなお答えでした。では、その保管ということになると、支所で保管するということになると、ああいったものはデリケートな部分もあって、例えば、日光、紫外線とかですね、そういうものにさらされるのはよくないんだみたいな話も伺うところでもあります。そういう保管という面に関しては、支所に置いてあるということが良好な環境にあると言えるのかどうか、そのあたりどのように御認識でしょう。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） もちろん100%それでいいのかとなると、そうではないと思いますけ

れども、やはり保管とその展示というか、両立を考えていくと、最大限の努力ということをしております。ガラス面についても、紫外線が通らないような仕組みを取り入れ、かつ周りからはよく見えるような場所というところで、その両方にも及第点が取れるのではないかなと思っているところです。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 支所の展示は私すごく素晴らしいなと思っていまして、言ってみれば、言ってみればというか、言わなくてもですけど、役場の支所なので、公共施設ですよ。そこに地域の誇りとも言える、ああいった展示物をかなりのエリアを割いて、内容も充実していまして、かなり詳しい方、マニアックな方、化石大好きだという方が来ても、満足できるものを取り揃えているし、またはその化石はよく分からないけれどもという人からも、例えばアンモナイトとか、魚竜化石ですよとかという、分かりやすいじゃないですか。こんなのがこの町から出たのかという意味で、導入、ビギナーみたいな方からしても、いい展示だなというふうに思っております。そこを今後どうしていくかということは、この後、いろいろ論じてみたいなと思っているんですが、1点目に関して、もう少し別の角度からいろいろお伺いしたいと思います。

魚竜館と水産振興センターというのが区別したほうがいいと思っていて、その分別というか、区別というか、確認いたします。魚竜館というのはもう既に再建されている、被災したけれども再建された。水産振興センターというのは被災してなくなっちゃったけれども、もう再建はしないという方針だと。以前から、そのように町長お話になっているという認識ですけど、それでよいのか、まず確認したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 従来からもこの議論がありまして、魚竜館とそれから水産振興センターをごっちゃにした議論があって、実はそうではなくて、魚竜館は、魚竜は魚竜としてしっかりと保管をしますと。しかしながら、水産振興センターについては、あそこはもうレストラン等やっておりましたので、その経営していた方ももう再建はしないということでしたので、水産振興センターとしてはもう再建はしないということは町の方針ということは、もう以前からお話ししているとおりであります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） もう1つ、先ほど答弁の中で吉野沢に仮収蔵庫があるというようなお話でした。で、これも確認になるんですが、私もその施設、中拝見させていただいたんです

けれども、周り民家がありまして、道路脇に倉庫がどんと建っているよというようなものなので、例えば、そこに修学旅行生が来てですね、化石があるんだよとかと見るというのには向いていないと思ったんですが、あそこがあくまでバックヤードとして、保管場所として整備しているんだというようなお話なのかと思うんですが、それでよいのか確認したいと思いますが、お答えいただければ。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 収蔵庫は本当にバックヤードということで、先ほどの答弁の中でもお話しいたしましたが、適切に保管するという意味での場所ということで、活用という部分についてはあまり重きを置いておりませんが、ただ、研究者とか、見たい方がいらっしゃれば、もちろんその場所にも入っていただいて、御覧いただきたいと思っているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 先ほどの魚竜館と水産振興センターもそうなんですけれども、何のための施設で、どういうお金が使われていて、どういう人が訪れるのかと、これ整理しておかないと、あちこちに化石があるから、あれもこれも全部見せりゃいいじゃんという話になると、そうじゃないよねということだと思いますので、確認をさせていただきました。

話は続いていくんですけども、お話としては2点目のですね、町内の子供たちにはどのようにその情報発信をしているのかというようなお話を伺いました。そうしましたら、ふるさと学習会などで総合支所ですかね、を見学したりするんだというようなお話をいただきました。南三陸町の誇る、その化石であるとか、そういった歴史的に非常に価値のある、学術的に価値の高いものが、地元で何なら日曜日にほいと館浜に行くと、ぱらっと拾った石ころの中にその化石が眠っているという、非常にその何というんでしょう、身近に触れるチャンスがたくさんあるんですね。当然、町内の小中学生にも授業の一環として取り組んでいってもらい必要があるというか、やっているもんだと私は勝手に思っているんですけども、ふるさと学習会って、微妙にその学校内の授業とは別なのかなという認識なんですけれども、授業の中で例えば総合支所とかに、例えば魚竜館に小学生が行って、中学生が行って、これがね、うちの町で取れるんだよというような授業はしていないんでしょうか、しているんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） ふるさと学習会の授業というふうに捉えております。しっかりと学芸

員が小学校6年生に、化石展示室内において説明をしております。それから、今御指摘あったような化石を探すだとか、あるいは今度、現在あるクダノハマギョリュウの中を見学する、魚竜館を見学するとか等については、それぞれの学校の考えというか、流れに沿いますけれども、歌津の伊里前小学校、名足小学校は、ふるさと学習会とは別に化石の学習をさらにしていると聞いております。また、ほかの学校については直接その場所には行きませんが、理科の地層あるいは化石の学習で、全ての学校で取り組んでいるところでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） せっかくある施設、津波で被災したけれども、元のおり化石の現地保存をですね、震災前は柵の向こうにある化石を見ていた状況ですけれども、ガラス張りにしていただいて、化石の真上に立って、ここに化石があるんだよと見れるのが魚竜館です。町内の小学生なり中学生は、1回は必ず行くべき施設だと思うんですけれども、そこはどうか、教育委員会として強制というか、もちろん学校長の判断はあると思うんですが、私は町の誇りとして現地に行くべきだと思っていますけれども、どのようにお考えでしょう。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） やはり町内にあるとても貴重な場所ですので、必ずというところまでは現時点では思っていないところですが、それぞれの学校の中での学習の範囲だと思っております。

また、実は歌津中学校のコミュニティースクール、今年度の1回目のコミュニティースクールでは、その話題が出まして、その話題というか、その歌津地区で出ている化石の勉強について話題が出まして、委員さん方からぜひ中学生も直接見たほうがいいんじゃないのというお話があって、それで学校側とすると、指導してくださる方の御理解をいただきながら取り組んでみたいという話や、また、直接指導する方もぜひ中学生に指導してみたいということで、このCSの会議の中で新たな学習ということで、中学生もこの化石の学習をするということが先日決まったところでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） その人を呼べる仕掛けづくりをということで今回質問しているんですけれども、外から人にうちの町すごいんですよって、外の人たちに向けて発信する前に、町の子供が行ったことないというのはちょっとね、どうなのと単純に思いますし、必ずとは言えませんが、ごによごによみたいなの、そういう答弁でしたので、何かいろいろあ

るのかなと思いますけれども、一町民としたら、せっかくあるものですから、ぜひそういう触れる機会をつくっていただければなというふうに思っています。

で、もう一步踏み込んで言いたいのは、子供たちは言ってもですね、地層の勉強とかですね、これは中生代の三疊紀がどうのこうのとか言われてもですね、はあと。興味ある子はいいいんですけれども、ない子は右から左へ抜けていくんじゃないかと思うんですけれども、自分で化石を見つけたとかですね、拾ったというか、発掘したよという、この発掘体験。これこそね、町内の小中学生はもう義務として、必ず1回はやりましょうよというカリキュラムなり、プログラムに盛り込むべきだと思うんですけれども、こっちは今現状どうなっています。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 現状では、そのようなことが現時点では執り行われておりませんが、今、議員御指摘のとおり、せっかくあるというか、どこの町にもない南三陸町ならではの貴重な学習内容でございますので、この点については今後しっかりと検討させていただきまして、校長先生方とも確認をして、南三陸町の子供たちがやるべきことと検討していきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 1件目は5点質問したんですが、3点目はちょっと大事なので、ちょっと1回置いとかせていただいて、今、化石発掘体験というお話をしましたので、4点目にちょっとだけ飛ばさせていただこうと思うんですけれども、具体的にやっているのは歌津地区のその館浜と言われるところでしたかね、本当に手ぶらで行ってというか、金づちを使って、その辺にもう何というか、本当に言葉がいいのかどうか、転がっているようなものをぱっと裏側をめくるとアンモナイトがいたり、昔の海藻の線が見えたりですね。まさか、何ていうんでしょう、歴史的に非常に価値のあるものがごろごろ転がっているというような、しかも、それを自分で子供さんが発掘して体験できるという、そこからそういった化石とか、考古学みたいなものに目覚めていくね、お子さんもいるんじゃないかという意味で、教育的にも非常に価値が高いというふうに思うので、その発掘体験、これはですね、どんどん進めていくべき、発信を強化していくべきだろうというふうに思います。

質問しましたら、地域おこし協力隊の方が増員されて、さらにおらほのまちづくり補助金でやっていたものも、町として補助をしていきますよというような、体制強化はどうしますかというような質問をしましたら、強化しているところですよと、強化しますというような答弁だったのかなというふうに思いました。今後さらにこれを進めていくという考えでよろしい

のか、これは町長でしょうか、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まずですね、化石の発掘含めて、今までよく1人でやっていたと思うのが率直な感想です。1人でやりながら、本業は別にありますので、その化石のほうにも取り組んで、一番感心するのは横文字でえらい長い、何個も何個もあれ、ぱぱぱぱっと簡単に言うてしまうというのは、私はもう本当にアンモナイト1つ言えば、あとそれ以上は覚えられないぐらいなんです、それほどまで全部ぱっと見て答えられるというのはすごい知識だなというふうに思っておりますし、すごいなと思っているのは、あその場所だけでなく、以前に話ししたときに、戸倉方面もいい化石が出るんだそうです。あちらのほうも狙い目があるという話しておまして、こうやって見ると、歌津だけではなくて、この志津川、戸倉地区、そっちのほうにもこういった夢とか、可能性って広がっていくんだなということをつくづく感じさせていただきました。

今、お話のように地域おこし協力隊、今、お1人募集させていただいて、こちらのほうの仕事になっていただいておりますが、現時点として、今お1人いただいているんでということなので、改めてもう少しという話は今のところはございませんで、その要望等がございましたら、町としてもその辺は1つのある意味、化石というのが歌津地区にとって1つの大きなコンテンツになるんだと思います。ですから、そういう意味では、こういった積極的に取り組んでいる、活動している方々がいらっしゃいますので、ここは町としてもしっかり応援していきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） そうですね。今、恐らく1人の男性の顔がお互いに共通で浮かんでいるんだなというふうに思いますけれども、本当に何ていうんでしょう、情熱ですよ。青臭いことを言いますけれども、1人の方が情熱を持って、もう好きなんだと、化石が好きなんだと。その1点で知識も得るし、こういう働きかけもするし、仲間も集めるし、そして、外に発信していく。こういうことが、ひいては町全体の盛り上げにつながっていく。もちろん協力も必要ですし、ほかの人たちの理解も必要ですけども、核となる、そういうエンジン、一番大事な部分はそういう心のエネルギーが事態を動かしていくということは、これ大いにあると思いますので、ぜひやっぱりこれを応援したいなというのが私の立場でもありますし、町長も今えらいなというふうな言葉をいただくということは、しっかりとコンタクトももう取っているということだと思いますので、ぜひ継続していただきたいと思いますと思うんです。

が、さて、発掘体験でもネックとなる部分がどうしてもあります。親子連れがいっぱい来て、1人、2人ではちょっと相手ができないという、そのキャパシティの問題もありますし、一番大きいのは雨が降ると、できないと、危険で危なくて。だから、天候に左右されるという部分がある。それから、あそこは言っちゃなんですけれども、普段あまり人が行くような場所ではないので、なかなかその情報発信という意味、ふらっと来た人がそういうことができるんだということを知るということは、これかなり難しいという意味からも、その情報発信等の強化をしていく必要があるのではないかなというふうに思います。

そうすると、3点目に戻るんですけれども、例えば、化石ミュージアムのような、雨が降っても置いておいた化石を、石を割ってみたら中にありますよというような簡単な体験ならできるかもしれませんし、立地に関しても今総合支所で頑張って展示をしています。ただ、さっきも言いましたが、あそこは公共施設です、役場です。役場に平日ふらっと行く人って、あんまりいないと思うんですね。そういう意味で、ハマレ歌津商店街という商業施設がちゃんとあって、その国道挟んだ向かい側にはハマレ広場というふわふわドームがあってですね、地域の方に寄贈していただいた滑り台もあって、お子様が親子連れ、またおじいちゃん、おばあちゃんとお子様という、土日になると非常に大にぎわいしている。あそこにあつたら、まあ、何てすてきでしょうと。まあ、それは何ていうんでしょう、夢のある話だなと私は思うんですけれども、そこも含めて、そういった建設はできませんか、可能性はありませんかと聞いたら、あるとも、ないとも言わずに、支所をもうちょっと大きくしようかなんて思っていますというようなお答えだったので、どういう答えがこの後返ってくるのか分かりませんが、そういう青写真というか、夢もあるんですが、そのあたり町長どのお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私の仕事はですね、想像を巡らせる、夢を膨らませるとというのが仕事なものですから、実はあそのハマレ広場にですね、そういう化石ミュージアム、それから、子供たちが遊べるスペースの施設があったほうがいいなということの思いは、実は当初持ちました、もう率直に言って。さて、そのためには裏づけとなる財源等が必要になってまいります。いろいろ様々指示を出して、何かないかということいろいろ調べました。残念ながら、そういった施設に対する財源的な裏づけというものをを見つけることが実はできなかったんです。それで、次はどうするという話になれば、現状として今、歌津総合支所に展示しておりますが、あそこであれで十分かと言われるれば、そうでもない部分もあるねと。あそこ

の支所は今言ったように一応行政の施設になっていますので、ミュージアムというにはちょっと程遠いと。しかしながら、その中間ぐらいまで何とかならないかということでいろいろ考えておりました、企画課長にもこの件についてはいろいろずっと相談をしておりまして、現状としていろいろ制限等がございます。建築をしていった中であって、様々こういうスペース、こういうスペース、いわゆる福祉施設、福祉のスペース、それから公民館施設の施設整備のスペースと違って様々ありますので、あそこは3つに分かれているんですね。その中でどうなんだということで、いろいろ企画課長ともいろいろやり合ってきているんですが、若干まだ結論というか、この方向性とまで行っていないんですが、そこでいろいろ議論したことについては、ちょっと企画課長のほうからも答弁させたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） それでは、私のほうから若干お答えをさせていただきます。

今、町長からお話ございましたとおり、何かしらその新たな施設をとった部分は、なかなかその財源といったものを見つけ出せないといったところが現状でございまして、一方で、町長の冒頭の答弁にもございましたとおり、歌津総合支所をもっと何かしら拡充ではなくても、部屋を占用的に使うとか、そういった試みができないのかといった御指示もいただきまして、様々な検討をさせていただいておりますが、どうしても各種補助金等充当して建設している建物でもございますので、いわゆる適化法といった部分等を考えますと、その設立、建設当初の用途に反する形での占用的な利用というのはなかなか厳しいといったことございまして、ですので、現段階では町長の御答弁のとおりになりますけれども、今現在のスペースについて、何かしらその展示の仕方等を工夫しながらですね、見栄えも含めまして充実させていくといったことが、1つの今の段階での案ではございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） ネットになるのは何ですかということを知りたいと思っておりますけれども、誰が考えたって、お金の問題と人の問題だよねというのは分かる話だと思っておりますので、町長自ら聞かれるまでもなくお答えいただいたので、なるほどという思いはあります。

ただね、一方で、そこで出てくるのが例えば、水産振興センターは復旧できなかったじゃないですか。だから、そのこれから先の交渉なり、作文なりの中に、もともとあったものをひとつ合築じゃないですけども、その意味合いも持たせたいんだみたいな作文は可能な

のかなというふうに、個人的にちらっと思ったんですけども、それについてはいいです。

できることいろいろあると思うんですけども、新しい建物を建てられれば、どこかね、大富豪がですね、俺も化石好きなんだと言って、俺個人的に建ててやると言われれば、それは万々歳なんですけれども、なかなかそうもいかないといったときに、既存の施設を何とかうまく有効活用していくとなれば、例えば、ほかの施設との連携、関係機関との連携というのが非常に大事になってくると思います。先ほど、学者さんとか、いろいろな関係者ともう既に連携もして、コンタクトも取って、これからも連携を図りますよというようなお話がありました。教育長も含めて、そのH o o k e sという団体が町内にあって、様々なアイデアもお持ちのようですし、何よりやっぱり情熱がある。そういう人たちとその行政としての考え方がかっちり固まる前から、企画段階のあたりからですね、例えばどういう施設がいいですかとか、例えばこういう支所にこういう、これぐらいのスペースが用意できそうですけれども、どうですかみたいな話を固まる前からちゃんと入り込んで、お互いに連絡を取ってですね、検討していくということが1つ活路になるんじゃないかなと思ったんですけども、そのあたり今後どのように進めていく可能性があるかとか、進めていけそうか、町、教育委員会、それぞれでお伺いできればと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 教育委員会としてというか、学校の学びの中に、H o o k e sが誕生して、去年の5月に先生方が集まる研究会があって、その席で講演をしていただきまして、南三陸町の化石を活用した教育の可能性と題しまして、御講演をいただいて、この化石と子供たちの学びの関連、発展、さらには昇華をしていくという部分について、各学校から全員が出席して、聴講させていただきましたので、そういったことで各学校でどういった教育に化石を取り入れようかということを検討が進められているというところです。中学校においては、地域の探求学習というのをやっていて、歌津中学校においては地域活性化プロジェクトという学びをして、その地域として様々なものを活用していきましょうという取組の中に化石というのもございますし、志津川中学校では森里海連環学ということで、南三陸町の自然のよさという学びを行っておりますので、その自然ということで化石等もあるということの学びをしていて、現時点では様々模索というところまで模索ではないんですけども、様々新しい取組をしているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 教育委員会のほうとその展示、いわゆるものの展示の在り方とか、

そういった部分については教育委員会等を通じるとしながらも、こちら側のほうでも支所も含めましてですけれども、意見交換等をさせていただきながらと言ったことになろうかと思えます。

また、町長先ほど答弁、冒頭の答弁にございましたとおり、これまでおらほのまちづくりの補助金といったことでもございましたけれども、今年度からは観光振興にも、その地域に根差した観光振興といった部分にも寄与するといったことで、観光振興補助金のほうでの御支援といったことも予定させていただいてございますので、その総合支所内部のその箱の枠組みといったことだけにとらわれずして、情報連携等も含めながらですね、可能な限り常時連携といえますか、いろいろ御意見を賜る場等を設ける必要はあるんだろうと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 先般、総合計画が新しくなりましたけれども、その基本政策の2、資料によると、ページでいうと57ページとからしいんですけれども、教育文化の分野で2番目にですね、その文化財保護活動の推進ということで、化石等についても触れられております。これはやっぱり町として欠かせないコンテンツ、地域資源になるんだろうという認識はもうみんなが持っているということです。ですから、そういう民間の方々と一緒に考えるという姿勢をぜひ持っていただきたいなというふうに思いました。

最後に、仮定の話というか、今現状、さんさん商店街、志津川地区にたくさん観光客と言われる人たちが来ている、震災学習の方もいますけれども、いろいろな方がターゲットとして非常にメディアへの露出が多い。そこから歌津のその総合支所でもいいですし、そのハマーレでもいいと思うんですけれども、化石もあるんですよというこの発信をですね。先ほどの答弁ですと、プログラムもあるし、そのプロモーションにはちゃんと入っていますよということでしたけれども、もっと直接的にというか、志津川に来ていただいた方が歌津の化石も発掘して、さらにはあそこに新しくオープンしたカフェとかに立ち寄って時間を潰して、さらに宿泊までいくと。要するに滞在型のコンテンツ、滞在型の観光を考える場合には、これはやっぱり活用していくべきだと思うんですけれども、その連携もう少し進めたほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、最後、そこだけ伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おっしゃるとおりです。町内を周遊させると、いわゆる滞在時間を少しでも長くしてもらおうというのが、観光としての大変1つの大きな要素でありますので、その辺は後は担当の商工観光課長のほうからですね、そういったこれからの展望といえますか、

考え方については答弁させたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） そうですね、今、町長申し上げましたとおり、やはり皆さん商店街に年間で平均して約60万人弱のお客様が来ている。この数というのは、非常に重要だと思っています。周遊というのは、一方方向で皆さんから、ほかに寄って下さいというだけではなくて、双方向であるべきだと思うんですね。ですので、歌津ハマレ側からも、皆さんへアプローチする、皆さん側からも周遊を促していく、双方の考え方が必要だと思っています。そのときに、着地型とはいえ、その以前のやはりSNS等を活用しました情報発信、非常に重要になってくると思います。最近ですと、観光協会のほうではインスタグラムを活用して、いわゆるインフルエンサーと呼ばれる方活用した動画の配信など、非常に反響よくなっています。第1回目の投稿の動画がまさに歌津を周遊するというようなコンテンツになっていまして、そういったものをどんどん取り入れながらですね、引き続き情報発信していければと思っています。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 壇上から、その一般質問は議会の華だと思っておりますという話をしました。もう1つ、議員として常に思っているのは、南三陸町の議員だよということでした、もちろん生まれ育ったのは私、志津川地区の本浜なので、あのあたりのほうが詳しいんですけども、ただ、その歌津側とか、志津川がとか、そういう話じゃないわけですよ。今、お話しいただいたように、双方向が大事だよねということであらば、志津川出身の私はその歌津のことについても興味を持って話をしているということは、ぜひ受け止めていただければなというふうに思っておりました。余談でしたが、付け加えました。

それでは、2件目に移らせていただきます。

2件目は、旧防災対策庁舎の今後はということで、町長にお伺いするものであります。

実は、一般質問の通告締切りは5月の23日でしたので、書いたときにはまだ行われていなかったんですけども、これぐらいの表現はいいだろうと言ってそのまま出したんですが、5月24日に旧防災対策庁舎のこれからを考える意見交換会というものがマチドマで開催されました。町有化するという決定を町長なされたわけですけども、その先の未来を考えるということだと思いますが、どのような意見があったのか。また、町はその声に対してどのように応えていくおつもりなのか、伺います。

佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 2件目の防災対策庁舎の今後についてお答えしますが、24日には後藤議員からも御出席をいただいて、耳を傾けていただきましたこと、厚く御礼を申し上げたいと思います。

旧防災対策庁舎につきましては、未来の世代にこの町が被災した事実と歴史を確かに伝え、その未来の命を守り続けていくためにも、東日本大震災から20年となる令和13年の期限を待たずに、今年7月1日から町有化とした上で、町において維持管理することを決定したものであります。

先月24日には役場マチドマを会場に、旧防災対策庁舎のこれからを考える意見交換会を開催し、約70名の方に御参加をいただき、そのうち8名の方から御意見等を頂戴いたしました。内容としましては、庁舎を残す意義はあると。庁舎だけではなく、震災を言葉で語り継ぐことも大切だ。記憶は風化するが、庁舎を残すことで震災を考えるきっかけになると、100年後の命を守るための施設であってほしいといった御意見等のほか、震災復興祈念公園の植栽の管理が不十分であるといったことや、庁舎保存の決定は不意打ちだが、保存するのであれば、なぜあの場所で人が亡くなったのかを教訓としてしっかり残すべきとのお話もいただきました。

意見交換会での御意見、御要望につきましては、今後における震災伝承や旧防災対策庁舎を含む震災復興祈念公園の維持管理並びに運用において参考とさせていただき、実現可能な取組等については、可能な限り早期に取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） どんな意見がありましたかという質問しておきながらといいますか、私もメモを取りながら全て聞いておりました。今、町長がね、どのような意見を聞いたのか、どういう意見を受けとめたのかということは、これはやっぱり改めて聞く必要があるだろうと思いましたが、質問の項目に入れさせていただきました。これについては今すぐどうこうするか、何か管理の仕方が変わるとかいうことはなかなか難しいと思いますし、そういうお答えがいただけるわけではないだろうというふうに思っておりますけれども、ぜひ言うておかなければいけないことがあるのかなというふうに思いまして、質問させていただきます。

様々な方が様々な思い、様々な立場から意見をおっしゃいました。一つ一つがとても大切だなと思いました。やっぱりああいう場で、雰囲気すごい硬かったじゃないですか。ああいう場でマイクを使って、私はこう思います、ああ思いますって声に出す、意見を表明するとい

うのは物すごい勇気の要ることだと思います。しかも、その人の生き死にかかったことについて言及するということは、やっぱり軽はずみなことは言えませんし、本当に勇気を出してよく集まっていたら、よくぞ言ってくださったというふうに、全ての方に感謝したいというのがまず、私は一町民としてすごく尊敬するなというふうに思うんですけども、よく、よくというか、多くの方がおっしゃったのは、震災遺構だけで完結することはないと。庁舎がある、もしくは、その解体する、いろんな選択肢があると思うんですけども、そこを含めて、言葉を使って語っていくことが、どっちもあることが大切だよなというお考えを持っていらっしゃる方がたくさんいたのかなというふうに思いました。ただ、言われなくても分かっていると思うんですけども、実際に見て、震災を経験した人が語る言葉というのがこれとてもすごく重要だと思うんですが、今の語り手をしている方々というのは、いつか必ず全員いなくなります。で、見ていない、津波を知らない人が、体験していない世代が、体験していない世代に語らなければいけなくなる日が必ず来るというふうに思います。その上で、そのときに、今回やってみたとき、意見交換会、これかなり参考になると思うんですね、後世にとって。

まず、端的に聞きたいんですけども、議事録っていうのはつくったんですかね。どうなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 企画課のほうで当日の意見交換会担当させていただいてございますけれども、議事録といいますか、御発言の要旨等については全て、箇条書き程度の部分もございまして、まとめはさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） もちろん、その発言した人の個人情報というのは出さなくていいんですけども、どういうものがあつたのか。例えば、公開するとか、聞けば見れますよと、どういう扱いにするのか、そのあたりは決まっているのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 今、後藤議員からお話ございましたとおり、その御発言の整理の仕方といいますか、御発言された方の特定といったことにつながらないような加工が必要かどうかというの、今ただいま検討してはございますけれども、将来、後々に今回の意見交換会で賜った御意見並びにそれに対する現段階での町の考え方、あるいは現状といったことについては、記録等といったことで公にといたしますか、周知を図っていく必要があるだろうと

考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 御意見の中にはこれからを考えるとということでしたけれども、例えばこういうイベントを開催してはどうだとか、こういう使い道はどうだというような、割と具体的な話はあまりなかったなというふうに捉えました。次に、また同じように開催するというお考えはあるのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先日終わりました、記者の方々からまた開催するんですかと言ったときに、要望あればという話をさせていただいたんですが、今日の地元紙の記者席のところに、私の昨日の会見の内容が載ってございます。行政指導として開催して、ちょっと疑問だったというお話をさせていただいたのは、基本どうしても行政が出てしまうと、行政に対して質問という形になってしまうんですよ。そうすると、議会で質疑をやっているような格好になってしまって、本来そうではなくて、私が意図したのはそうではなくて、後藤議員も篤と御承知のように、あの場所をどう活用していくんだというそれぞれの思いとか、考え方とかをそういうのを出して、そして、それで意見を交わしてもらおうという形を私は想定していたんですが、結果としてそうではなくて、どうするんだ、どうするんだというような質問だったので、でき得ればそうではなくて、今度は町民主導で会を開いていただいて、それをバックアップしていくというのが行政の役割にしたほうが、もうよりざっくばらんに意見を出せる、そういう雰囲気になるんじゃないのかというふうなことを、昨日の会見でお話をさせていただいたのが、今日の地元紙に載っているということですので、答えとすれば、そういう住民主導で開催する分についてはバックアップをしますが、行政主導ということは、役場が主催しますというやり方はあまり好ましくないというふうな、そういう私としては判断をしております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） ちょっと思いました、はい。まるで質疑のようだというふうに、私も思いました。その乗りで私も何か言ったほうがいいのかというふうに思ったぐらいで、ただ、特別委員会でそれこそまさに質疑をしたときにも、今までやってこなかったじゃないかみたいな、いつやるんだみたいなというようなお話はあって、やっぱり納得して、なるべく多くの方に納得して、今後一緒に考えましょうよと働きかける努力は、これはやめるべきではないというふうに思いますので、決して、後ろ向きな今意思表示で出たわけではないと思

います。要は町民主導のもっと双方向で、クロストークができるような場所だったら、もうむしろ行きますよというようなことだと思いますので、そこは考える会を何回かやったこともありますし、そういう場がふさわしいのかどうか、いろんな議論の場の形があると思いますので、一緒に考えていければなというふうに思いました。

1つ、今ここは質疑というか、質問の場なので、今後あの庁舎どうすると言ったときに、私の個人的な思いつきに近いものですが、今あそこは立入禁止です。その庁舎に入る、例えば、庁舎の屋上に上っていく、立ち入るみたいなことって、可能になったりするんでしょうか。（「難しいな」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

いわゆる県有化の後、宮城県のほうにおいて、安全柵といいますか、防護柵のようなものを周りにですね、設置をいただきました。例えば、その庁舎のほうに柵の内側といいますか、お入りをいただいて、例えば、二階に上がるとかですか、そういったことを含めて可能かどうかといった部分は、現実的には安全管理上、なかなか難しいと今の段階では考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 分かりました。

2件目に関しては、もう1つだけ質問したいと思います。というか、確認なんですけれども、その維持管理に今後、町の財布はすごく傷むんじゃないかと心配する方がいらっしゃいます。維持費かかるんですか、あれ。私はその保存の仕方によると思うんですけれども、そこはどういうお考え、どういうその目算があるのか、ちゃんと答えていただいたほうがいいと思うので、維持管理経費についてはどのようにお考えでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） よく聞かれるんですが、基本はこれから維持管理していくのは、目視で例えばぶら下がっているような、ただ、溶接して動かないように止めていますが、そういったところがまた動いたりとか、脱落しそうとか、そういうのがあれば、町としても補修はさせていただきますが、基本的にはそのままいくということですので、維持管理、修繕費とって、今の時点でどれぐらいかかるかと言われても、多分そうかかることはないんだろうなというふうに思っております。7年間で1回だよ、やったのね、1回修繕して56万円ということですので、これからまた基本20年間、あそこはさび止めでもつということにして

おりますので、これまで県有化になって7年間でそれぐらいの金額だということですので、そう金額として出るということはないと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 途中で言いましたが、さらに次の世代へ、意見の中には100年後の命をとというようなお答えもありました。あの場を使ってですね、防災ワークショップを高校生、地元の南三陸高校生とやったり、またはその高校生が今度、台湾から高校生が来るときに、語り部として高校生が話すというようなお手伝いをちょっとさせていただく機会があって、こういう取組非常に大事だと思いますので、庁舎だけでなく、どう語り継いでいくかということも含めて、次の世代と意見交換をしていくという機会をぜひ検討していただければなというふうに思っております。

以上で、2件目を終わります。

最後、3件目ですね。交通安全対策はということで、町長にお伺いいたします。

町内での交通死亡事故は、長期にわたって発生しておりません。今日の行政報告の中にもありました。丸10年ですね、10年間の無事故、無事故じゃないですね、交通死亡事故が発生していないと、これは県内一であるというようなお話でした。

ただですね、近年、三陸道ですね。ここで事故が多発して、よく通行止めになっているなどという印象を、町で生活している身としては受けております。三陸道の管轄としては町のものではなくて、町外だから、私たち町の管轄ではないからという考え方ももちろんあるのかもしれませんが、やっぱりその交通事故で命を落としたり、けがをなされる、これは非常に大変なことです。なるべくそういったものを防ぐということは、町としても何かできることはしていかなければいけないのではないかなというふうに考えております。観光のハイシーズンを間もなく迎えるというふうな前に、そういった啓発活動の充実など、何かしらの対策を講ずるべきではないかなというふうに思っておりますけれども、町の考えはどのようになっているのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 答弁する前に、この問題はですね、国土交通省も大変頭を痛めておりまして、会議をするたびに、この話題は必ず出ます。そして、それなりに国土交通省もいろいろと対策を講じているところなんです、御承知のように、なかなか事故が減らないという、そういう問題についてですね、やっぱり我々もそうですが、あそこを利用する方々にとっても、1回また下に降りるといことになりますと大変な思いをします。何とかね、事故

のないようにというふうに思いますが、改めて答弁を読み上げさせていただきますが、本町における南三陸警察署管轄の交通死亡事故は、平成26年5月31日の歌津字皿貝での事故発生以降は発生しておりません。今年、今年1日をもって交通死亡事故ゼロ10年を達成して、現在も継続中であります。宮城県警察本部が発表している今年1月から4月末までの、町内における人身事故の発生件数といたしましては、軽傷事故が2件となっており、昨年と同数であります。また、同じく今年1月から4月末までの県内における高速自動車道の人身事故発生件数といたしましては、死亡事故が1件、軽傷事故が17件であり、昨年に比べて7件増加ということになります。平成29年7月には、三陸縦貫自動車道の志津川インターチェンジから、南三陸海岸インターチェンジ間の下り車線において、逆走する乗用車と大型トラックによる事故が発生しておりまして、南三陸沿岸国道事務所による逆走防止のための樹脂製ガードレールの延長や、路上に誘導のための矢印、破線を上下線への追加などの対策が講じられているところであります。

町においては、これまで三陸沿岸道路東松島・山田間機能強化連絡協議会に参加し、三陸縦貫自動車道に関する交通安全対策の要望をしておりますが、今後も継続した要望をしてみたいと思っております。

本町におきましては、例年、春と秋に実施する交通安全町民総ぐるみ運動や、県沿岸ブロック地区交通安全協会が主催するサンライズ作戦等において、南三陸警察署や交通安全関係団体等と連携した街頭指導や啓発活動を行っているところであります。今後、観光シーズンには観光客の来町に伴い、町内や三陸縦貫自動車道における交通量の増加が想定されます。ドライバー全体が普段から安全運転を心がけ、交通ルールの遵守をすることで交通事故の減少につながることから、安全安心な南三陸町を実現するために、引き続き、南三陸警察署や交通安全関係団体等と連携した、交通安全の普及啓発に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） これに関しては何というんでしょう、肌感覚みたいなところもあって、その対策と言われてもみたいなのところも分かるんですけども、やっぱりですね、町として何か1つでも新しい取組をぜひしていただきたいなというふうに思って、質問をさせていただきました。

関係機関や周辺自治体とどう連携していますかということを知りたいと思ったんですが、連携しつつ、要望を続けつつ、普及啓発に努めるというようなお話でしたので、この3件目に関

しては、1つだけ町長にお伺いしたいと思います。

三陸道には魔の区間と呼ばれている、誰が言ったか分かりませんが、ちょっと古いニュースで恐縮なんですけど、具体的に場所を言うと、桃生豊里インターチェンジから登米インターチェンジですね。単線なんですけど、2車線だったのが単線になる区間で、これ今年ではなくて去年なんですけれども、4か月間で三陸道全体で27回通行止めがあったらしいんですけど、23回ここで起きています。

もう1つは、先ほど観光についても、化石のところで言いましたけれども、町内に来る観光客の方、ほとんど自家用車と聞いています。自家用車と聞いていますというか、自家用車以外で来る手段ないのでね、あとBRTしかないのも当然そうなるんですけども、ということはこれから夏、南三陸町でおいしいものありますよ、海水浴場ありますよ、ぜひ南三陸町に観光に来てくださいと声を出せば出すほど、結果的には三陸道をどうぞ利用してくださいということになっていると思うんですよ、結果的には。ということは、やっぱりその交通安全、一義的には警察の分野でしょうし、その高速道路の維持管理に関しては直接的には町の責任ではないんだらうと思いますが、やっぱりこれはですね、これだけ事故が何か多くなっていると思う以上は、何かそのチラシ1つにしる、何か1つ運動にしる、夏が来る前に、やっぱり安全に皆さん運転しましょうねという活動は私はすべきだというふうに思っているんですけども、町長そのあたりどうお考えなのか。この1点のみ聞いて、質問を終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まず、今お話ありましたように、登米と魔の区間という言い方はしませんが、登米と桃生津山の間が交通事故全体の7割以上を占めるということですので、まさしく三陸道の事故については、ほぼ、あの場所が集中していると言っても過言ではございません。とりわけワイヤーであそこ、センターラインを切っておりますので、そういう関係で運転するときに、ちょっと引っかかってしまうと、跳ねてしまうということがありますので、これ実はね、この後のいろんな展開が実はあるんです。というのはですね、ちょっとまだ決定ではないんですけど、方向性としてこういう方向でいこうなということだけお話ししますが、冬になると、東北自動車道の古川界限が地吹雪で、あそこ通行止めになる回数が多いんですよ。こちらの三陸沿岸自動車道のほうはそういった心配がないということですので、築館から登米まで今、みやぎ県北高規格道路が通っていますが、あそこ一部今登米の下を走っていくんですけど、あれを全線とにかくつないで、あちらが駄目な、いわゆる通行止めにな

った際に、誘導して築館インターから登米インターまで引っ張ってきて、登米インターから三陸道を上りにぶつけていくという、そういう国土交通省としての将来的な方向性とか、そういう考えがある。そうしますと何が起きるかという、登米以南ですね、仙台方面は、現状として片道1車線ですが、当然、片道2車線の方向性になっていこうというところが容易に想像ができるんですが、今、多分、手をなかなか今抜本的な手をつけられないというのは、そういう将来構想があるものですから、そこで、今としては例えば反射板をつけたりとか、対処療法で今いくしかないというのが、今の国交省の多分本音なのかもしれないというふうに思います。

もう少し補足を、建設課長からも答弁させたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今の趣旨については、町長から答弁があったとおりでございます。

それと、事故防止対策といたしましては、そのワイヤーガードですか、ワイヤーガードのところ支柱が立っております。その支柱のですね、色味といいますか、あとは反射テープ等々ですね、もうちょっとその視認性のいい物に替えるとか、後はそのトンネルの名前ちょっと忘れてしまったんですが、トンネルの出口のところですね、路面にちょっとぎざぎざつけまして、車で歩くと音がするというようなですね、聴覚的な安全対策、それと、あと反射板等々ですか、そういったものとかですね、視覚的にも安全対策ということで、国交省さんのほうでは進められているということでございまして、その先には、町長の答弁にもありましたように、4車線化というの、その考えの中にはちょっとあるのかなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 分かりました。様々な思惑といいますか、考えがあるんだろうなと思います。

ただ、町民だけでなく、この町が好きで来てくれる方もやっぱり事故に遭ってほしくない、そういう思いがありますので、ぜひ何か1つ対策を、できることをやっていただきたいなと思いますが、そのあたりについて、ちょっとあまり触れておられなかったようなので、何かできることないでしょうか。考えていただけないかなと思いますが、お願いをして質問終わりたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 交通安全のね、啓発活動等については当然やっていきたいというふう

思いますし、いずれ国交省、警察も含めてですね、いろいろこういった事故を未然に防ぐと
いうことの手だてということについては、我々もいろいろ手を携えながら、進めていきたい
というふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 以上で、後藤伸太郎君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時25分といたします。

午後 2時07分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

通告3番、須藤清孝君。質問件名1、中学校部活動の現状と課題について、2、南三陸高校
通学路について、以上2件について、須藤清孝君の登壇、発言を許します。須藤清孝君。

〔4番 須藤清孝君 登壇〕

○4番（須藤清孝君） それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、壇上より、中学
校部活動の現状と課題について、教育長に質問させていただきます。

社会の加速度的な変化と同様、教育環境もその都度、変化しております。町教育行政として、
未来を担う子供たちのために、柔軟に対応し尽力されていることには理解しているところ
ではございますが、一方では、変化への対応に苦慮している場面もあるのではないかと推察
するところであります。

中学校部活動においては、令和7年度末をめどに、休日の部活動から段階的に地域移行する
と示されていることから、これからの部活動環境の在り方について伺うものであります。

1 問目、学校教育における部活動の意義と目的は。

2 問目、地域移行の現状と課題は。

3 問目、多様なニーズに合わせた部活動の在り方は。

以上を壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 須藤清孝議員の1件目の御質問、中学校部活動の現状と課題について
の1点目、部活動の意義と目的について、お答えいたします。

学校教育活動の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生
徒等の人間関係の構築を図り、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、豊

かな人格形成において、その教育的意義は高いものであると考えます。また、生涯学習の基盤づくり、体力の向上、健康の増進などに対して効果的な活動であり、スポーツ、文化、芸術等の振興、青少年の健全育成の面からも、重要な教育活動の1つであると考えております。

一方で、これまでの部活動は教員による時間外の勤務の下で成り立っており、休日を含め、長時間勤務の要因となっているところでもあります。また、指導経験のない教員にとって負担となっていることも事実であり、教員の働き方改革の観点からも、教育委員会として部活動を地域の活動として実施できる環境を整えていきたいと考えております。

次に、御質問の2点目、地域移行の現状と課題と、御質問の3点目、多様なニーズに合わせた部活動の在り方は、関連がございますので一括でお答えいたします。

本町における部活動の地域移行につきましては、現在のところ、他地域での先進的な取組の情報収集に努めており、教育委員会として具体的な取組までは進んでいないというのが現状であります。課題としては、受皿の整備、人材の確保の2点が挙げられます。町内の中学校に設置されている各部活動の受皿となる地域団体や、これを指導する人材も不足しております。こうした状況は全国的な課題であり、抜本的な解決が困難な状況にあります。

教育委員会といたしましては、生徒の価値観や学びの多様性に合わせた放課後の活動が行われるよう、部活動の任意加入制の導入を含めて検討しております。また、現存する部活動だけでなく、多様な部活動を選択できるよう、近隣の市町村との連携を深めていきたいと考えております。

指導者については、今年度中に部活動地域移行の準備委員会を立ち上げ、地域との連携を図るとともに、県が設置する人材バンクを活用することで、必要な人材を確保し、早期の部活動地域移行を目指してまいります。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） それでは、自席から質問させていただきます。

まず、1問目です。部活動のこの意義と目的なんですが、これ、そもそも論だと思います。議会傍聴されている方とかにも、もう一度きちんと勘違いのないように御理解いただきたいなと思って、今さらながら意義と目的というところを御答弁いただく質問の形にさせていただきました。

部活動は、教育活動です。教育活動なんだけれども、位置づけ的なところでいうと、教育課程外ではあるものだと思うんです。で、この教育課程という言葉よく出てきますけれども、そもそも論なのであれですけれども、この教育課程というのはどういうものなのか、まず、

そこを最初お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 教育課程というのはカリキュラムとも言われておりますが、その発達段階、各学年に応じて、各教科、領域でどのような力をつけるべきかということについて示された学習指導要領というのがあるんですが、その学習指導要領に示されたそのカリキュラム、教育課程というのが各学校で必ず取り組まなければならないものとして、各学校で行われております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） この学習指導要領に示されている、その各教科、その国、社、数、理、英ですか、それから道徳とか、あと総合的な学習というものを含めた、普通のその時間割の中に大体収まっているもの、これが教育課程。その中学生の場合だと、1時間50分ですか、ですよね。で、年間何千時間というような規定があるんだと思います。

これちょっと横それますけれども、小学生の場合もその教育課程というのは多分あると思うんですけれども、今般、複式学級とか行われているじゃないですか。ちょっと通告外になるかもしれないですけれども、お伺いしたいんですが、複式学級等のその学年の違いによって、その授業時数って多分違うと思うんですけれども、その辺の調整ってどのようにされているんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 町内でも複式学級を行っている学校がございます。教員の配置、人数にもよりますが、複式学級を教科によって単学級というような形で、本来であれば2年生、3年生でやるところを、2年生と3年生に分けて教科の授業を行うところもあれば、2年生、3年生を同時に行う授業も行っております。同時に行う場合には、基本的には教員のわたりとずらしという表現をするんですが、わたりというのは2年生に行ったり、3年生に行ったりというのは先生のわたり、ずらしというのは授業として教える部分のときに先生が行って、先生が来ていない学年のほうは練習問題とか、適用問題をして、先生の直接指導がなくてもいいような時間をつくっていく。2年生と3年生で学習課程をずらしていくということで、わたりとずらしというのを行っております。各学校において工夫をしながら、2年生は2年生のカリキュラムがしっかり達成するように、3年生は3年生のカリキュラムが達成できるように、各学校しっかりと授業をしているところであります。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） いきなり横道にそれて、すみません。丁寧な御説明ありがとうございました。

本題に戻ります。

目的、今のところは意義のところだと思います。目的のところでは御答弁にありました、その自己肯定感であるとか、そういったものを含めた子供たちの自主性とか、社会性、これ部活動を通じて個性を伸ばしていく活動でもあるし、健康面であったり、あとは先生との関わりとかといったところの指導の流れなんだと思います。

それで、先ほど来出ていますその学習指導要領において、教育長の御答弁にもありました、スポーツや文化及び科学等に親しませという御発言、御答弁ありましたが、現在における部活動のその分類にいうと運動、文化、科学みたいな、この3つのこの現状というのは、どのような感じになっているのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 各学校の子供たちの興味、関心の実態だとか、先生方の人数や、その実態に応じて分かれています。スポーツの部分でいうと、先日も中体連がありましたが、野球とかバレー、バスケット、卓球、サッカーであったり、柔道、剣道、ソフトテニスなどが行われております。バドミントンもあるんですけども、本町2つの中学校ではバドミントン部はございませんので、そちらのほうには参加をしていないところであります。文化という、2つの中学校には吹奏楽部というのがありますが、それ以外はございませんが、県内というか、国内においては合唱部とか、美術部とか、それから科学部とか、そういった部活動があります。町内では、ある部とない部があるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） これすみ分けが難しくてですね、その文化芸術活動とはまた別じゃないですか。その地域になじんだ体験や学習も、その部活動とは違う学校の教育の一環の中で行われている。ただ、その部活動という枠組みの中だと、どうしても文科系と言われる、その部活動という実態を用意できる、できるというか、用意できていないというのが多分現状だと思います。子供の少子化等も含めて、人数が減ってきていたりというところもあるので、その昔からの経緯であるとか、その辺も含めると、理解はできる場所ではあるんですけども、その学校の実態に合わせて設置してきたという御答弁だったと思います。

それから、これ単純な質問をします。この部活動というのは、参加は義務なんですか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） こちらの点については、義務ではございません。やはり教育課程内となりますと、これは授業ということですので、基本的には必ずということになりますが、部活動は教育活動の一環ではあるものの、教育課程外ですので義務ではございません。ですので、現実、現在では皆部と言って、みんな部活動に入ってくださいということにはなって、各学校からお願いをされておりますが、絶対しなきゃならないということではありません。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 絶対ではない。この話をあと後々にちょっと3問目のときに、ちょっとまた拾わせていただきたいと思います。

2問目の質問に移りますけれども、地域移行の現状と課題、これ私3月の当初予算審査特別委員会のときにちょっと触れさせていただいて、今日の御答弁とほぼほぼ同様なお話承っているんですけれども、あえてちょっと質問事項として挙げさせていただきました。担当者レベルでその会議がなされていて、現実問題厳しい。調べれば調べるほど、地方にとってはとても厳しい状況なんだと私も理解しているところです。周りの様子を見ているとかというところもそうですけれども、受皿と人材というところが大きな難点なんだという御答弁だったと思います。

この地域移行なんですけれども、当面の間は休日の部活動の段階的な地域移行というお話なのであれですけれども、必ず地域移行にしなければいけない流れなのか。これが進んだときに、完全に学校から部活動というのは消えるのか。その2点ちょっと関連あるので、続けてお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） この休日の部活動の地域移行、休日の運動部の地域移行というのが世間に出てきたというのは、令和4年のスポーツ庁の有識者会議等で今後のスポーツの在り方ということで出されて、それこそ令和5年、6年、7年度のこの3か年で地域移行をやってほしいというのが最初に出た情報発信だったんですが、やはりこれは難しいということで、しばらくたってからは、できるところからやっていただいて、必ず令和7年度までにしなければならないということではなくて、努力目標的にやっていただきたいと、目指していただきたいというふうに、トーンは変わってきております。

また、同じこの有識者会議等が出されていたものに、この休日の部活動の地域移行なんですけど、ではその先ということについても発信されておまして、この休日の地域移行がおおむね完了すると、平日まで移行していきましようということも発信をされております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 僕、単純に思うんですけどもね、今、要は教育活動の一環ですというお話、最初あったじゃないですか、その意義と目的で。なんだけれども、その部活動というのはいずれ学校から切り離していくというこの流れに、すごく何というんですかね、矛盾を感じるんです。時代の流れですので、国がいろんな有識者の意見であったりとか、いろんな調査、実態をして、そういう流れになっているのは理解はできるんですが、部活動って、そもそも子供たちが今まで学校教育で行ってきた大事な活動でもあったと思うんです。そう考えると、その矛盾をどのように理解していいのかというのがちょっと、矛盾という言葉を使っていいのかどうかすら、ちょっとあれなんですけれども。どうなんでしょう、どのように解釈したらよろしいでしょうか、現時点で。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 矛盾というお話をされておりますが、考え方が2つくらいあってですね、それが同時に進んでいるというような状況ではないのかなと私自身は思っております。

それは何かというと、この地域移行が出されたのは、最初の答弁でもお話をしましたが、いわゆる教員の働き方改革、教員の負担が大きくなるので、それを軽減しましょうという考え方が1つにあります。

もう1つにあるのは、いわゆる子供たちだけではなく、地域住民も一緒になってスポーツに親しむ、この環境改善というかね、これまではもう子供と学校でやっていたものを地域でも、子供たちだけでなく地域の人も含めてやるんだという考え方。そのときに出てくるのが、いわゆる様々な人たちがいますと。年齢も違えば、障害のある人もいたりします。さらには、興味、関心が違う人もいます。だから、そういった様々な受皿を地域で持っていくのが、これからのスポーツ環境ではないかなという考え方があって、だから、学校と地域のその2面があるのかなというところが、何かこの地域移行の大きな課題でもあるのかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 子供たちを育てていく環境の時代の変化というか、子供たちの育て方の流れの中にもあるんだと思うんです、その地域で子供たちを。実際、スポ少であったりとか、そのクラブチームに所属しながらスポーツ頑張っている子供たちの意見で聞いてみると、今、ここでは何となく不安なんじゃない、矛盾なんじゃないみたいな言葉ちょっと使っていますけれども、ただ、子供たち自身のその率直な意見で言うと、より専門的な知識とか、その指

導を受けることで、何というのかな、より上のまた違った意味での刺激を受けて、すごく充実感を味わっていたりという現実もあるので、この体制すごく整えたら、整えたなりのその形というのは見えてくるのかなと。ただ、現実問題難しいんです。町としては準備委員会を立ち上げて、あと県のほうであるんですか、その人材をあっせんしてくれる会というのは、ね、ですよ。各県ごとにそういうのを多分しつらえてあるんだと思うんですけども、そういうものを活用しながらやっていくと。選択、多分今いろんな事例があるので、選択の道というのは多分そんなに多くはないですけども、あるとは思っています。

行政がしっかり中心になって、1つの大きな受皿をつくって、実際動かしている自治体もあると認識しているんですけども、もしくは中体連とか出場するときに、人数の足りない学校同士でチームつくったりするじゃないですか。これ考え方としたら、町内の2中学校できちんと1つの部活動を成立させるとか、ほかの町外の子と組むんじゃなくて、常に同じチームで練習できたり、試合に参加できたりとかという形も、今の段階ではやれるような気はするんです。それもまた、でも1つの方法なんだろうと思いますけども、今現在、教育委員会の見ている方向性というのは、何か明確なものというのはあるんですか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 明確なものと言われると、持っていないというのが正直なところで、その明確なものをつくるために準備委員会、さらには話合い、各競技団体さんとの話合いを今後していったら、その話合いの中で見えてきたところから、町教育委員会としてどの方向にかじを切るか、どの方向に向いて前に進んでいくかということを決めていきたいと思っております。そういう話合いをするために、各先進地域の取組の情報を収集しているというところですが、本当に様々な取組をなされているなというのが正直なところでございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 今もう現在、その模索中ということなので、これ以上はああでもない、こうでもないと言っても進まない、進まないというか、この先はこの先でしっかり見ていきたいなと思っておりますけれども、それで、3問目に移ります。

多様なニーズに合わせた部活動の在り方ということで、お伺いしていました。最初の1問目、2問目というところとは、私の意向としてはですよ、ちょっと別な意味での、その3問目の投げかけだったんですけども、ちょっと関連がないわけではない。なので、関連があるということで、2問目、3問目の御答弁一緒にいただきました。

この先どうなるのというのは、今、取りあえず今、以前のところで伺ったので、その話とは

別個で、今現在、中学校の部活動において行われている、今現実的なところからちょっとお伺いしたいと思うんですが、先ほど来出ている多様なニーズ、先ほどもちょっと言いましたけれども、学校外のチームとかクラブに所属している生徒というのは今どれぐらいいらっしゃるのか、教育委員会のほうでは把握できていますか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 大変申し訳ありませんが、教育委員会としてはその人数等の把握は現在はおしていませんが、各学校からの話では、他地域でのクラブチーム等に週末に行っているお子さんがいるということは聞いております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 一例を申し上げて大変失礼なんですけれどもね、確かに、その学校外の部活以外に所属している子、今どんどん増えてきている、すごく多いわけではないですけども。種目も1種目、2種目に限らず、実際いろんな種目、競技において、所属している子供たちがいると思います。これ1つの自己実現と申しますか、自分の夢、目標を明確に持って、ちょっと言葉あれですけども、ガチでやりたい人、子供たちが一生懸命頑張っているんだと思います。

ただ、こういう子供たちが今いる現状でも、さっきちょっと義務なんですか、所属することはというお話しましたけれども、結果的にはその部活に参加できないという状況もあるじゃないですか。その辺の取扱いって、すごく難しいと思うんですけども、部活に参加できないから、ほぼほぼ練習はしない。例えばですけども、野球をやっている子がほかの運動の部活に所属したときに、一応決まりですからみたいな空気感で、そのユニフォームとか、道具一式をそろえなきゃいけないみたいなこともあるわけですよ。この辺の取扱いって、実際、家計の負担にもなると思っているんですけども、校長先生同士とか、教育委員会の間で、この辺のお話というのは何か出ていたりしますか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 先ほども申し上げましたが、多様化をしているということで、子供たちどんな考え方の中に、今、須藤議員さん言ったように、がっちりやりたいというお言葉がございましたが、がっちりやりたい子もいれば、緩くやりたいというお子さんもいます。ならば、そうではない子の部活動とかね、中学校にある部以外の活動をしたいなと思っているお子さんもいると思います。さらには、先ほどユニフォームというお話をされていましたが、競技として必要な道具をどうしても個人で持たなければならないというところで、な

らばたくさん道具ではなく、あまり道具を使わないほうが家庭の負担にならないなということに悩まれているお子さんもいらっしゃるのかもしれませんが、現時点でこちらのほうで押さえているのは、そういう金銭的なことで部活をあきらめていらっしゃるお子さんはいないと思っていますところでございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 柔軟な対応というのを求められるのは、各学校の中での判断になると思います。ルールが複雑だったりしてね、野球にしても、そのシニア、硬式のチームに所属していると、例えば、その同じ中学校の野球部に所属しても、試合に出れるとか、出れないとかみたいな、そういったルールとかもあったりするじゃないですか。がっちりやりたい子供たちって、感覚で言うんですよ、言葉は悪いですけども、余計なことしてけがしちゃうとうまくないわけですよみたいな、そういう話も実際価値観としては、子供たちのね、子供たちとか親御さんの価値観としてあるので、そういうところも考慮しつつ、その学校の柔軟な対応を望みたいなと私今思っています。

それから、そのはけ口という今御答弁いただきました。その受皿的なね、要は文科系の部活動って、先ほどの答弁だと吹奏楽部ですか、各中学校に吹奏楽部しかありません。ほかの文科系部活動とか、そういうものの必要性というのは、教育委員会としては感じているかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 部活動として必要かというのと、そういった部分はないというか、教育委員会としましてはカリキュラムにあるものをしっかり活動するというところで、あと、その子供たちのニーズに合わせたものの活動を推進していくという考え方はございます。ですので、今、2つの中学校では全ての子供たちが部活動に入部するということが原則で行われております。しかし、子供たちのニーズが様々ですので、任意加入制の導入ということで、中学校にある部活動が全てではなくて、それ以外の活動もできますよということを進めていきたいと思っております。ですので、子供たちのニーズに合わせて、文科系からしますと、吹奏楽だけではなくて合唱とか、あるいは語り部というか、民話を語るんだとか、あるいはダンス、あるいは民謡、舞踊等含めて、そういった様々な文化のところに子供たちが参加をする。そのときに人数が1人であろうが、2人であろうが、必ずしも中体連を目指していくのではなく、その種目、その演技というか、その文化にしっかりと親しんでいくことがその子にとってのやりがいになるのではないのかなという思いがあって、この任意加入制という

ことを進めていきたいと、その方向は教育委員会としても持っております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 任意加入制という形を取って、必要性を感じているという認識でいいんですよね。何部を創設するとかじゃないんだと思うんです、その考え方はね。多分ざっくり、じゃあ、文科系の人たちはここに集まってねというような考え方が一番シンプルで分かりやすいのかな、どうなんだろう。外部にも求めるところもあるとは思いますが、それはそれとして、学校の中にそういったその1枠なり、2枠なりというのは、先生との兼ね合いもあるし、今、働き方改革で進んでいる一方でそんなのあてがえというのもおかしな話なんですけれども、でも、今の現状であれば、でも、そういうものも必要なのではないかなと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 任意加入制を導入した場合には、いわゆる校内にその部活動があった場合にはそのまま放課後、平日ですけれども、放課後その部活動をするということになるし、それ以外の活動を希望するお子さんは学校の勉強が終わったら下校して、そういった活動をしているところで学習、その体験をするということになっていくと思います。ですから、それが文科系に限らずスポーツなどでも、それ以外の空手をやりたいとか、弓道をしたいとか、あるいはスケートボードをやりたいとか、いわゆる自転車、バイクとかというような興味を持っているお子さんもいると思います。そういった子供たちの参加をするようなことを、可能にできればいいのではないかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 部活動の在り方に関する総合的なガイドラインというのがあるじゃないですか。そういった中でも、多様なニーズに応じた活動というところで、今、その任意加入制のお話いただきました。生徒のニーズを踏まえたというところの観点でいうと、国のほうなんかでも、生徒の多様なね、潜在的なこのニーズに必ずしも応えていけないという部分もあるんだよという認識の下で、こういった指導をされているんだと思うんです。特定の領域にね、美術系とか、例えばですよ、そういった特異な才能を持つ子供たちって多分今いると思うんですが、これどういう聞き方したらいいのかな、何人ではないんだと思います。各学年にとか、各クラスにとか、ある程度、一定程度はいると思うんですけれども、そういう認識でよろしいですかね。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 子供たちの興味、関心ですので、本当に絵画に興味があるお子さんだとか、あるいは陶芸に興味があるんだとか、そういうお子さんもいらっしゃる可能性があると思っております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） これ一種の才能だと思うんです。その才能の開花のタイミングというのは人それぞれ違うと思いますし、ただ、何となく印象的な話だけで申し上げて申し訳ないんですけれども、この才能の開花って、子供のうちのほうが何となく開花しやすいんじゃないかなと。当然、社会に出て大人になってから、急に特異な才能を発揮される方というののも十分承知してはいますけれども、この子供たちの好きなものに対して、どのようにか応えられないものかなって、これ多分もう小学校とかも含めた上で、何とかかんとか学校内の中で、そういった環境って、携わり方とか模索できないかなと考えているんですけれども、教育長どのようにお考えですか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） やはり子供たちが生き生きと学ぶ機会というのは、好きなもの、興味のあることに取り組んでいくというのが、意欲を発揮する上では必要なことだと思っております。これは教育課程外の話ですので、そうなりますけれども、好きだ、嫌いだ、いろいろ興味ある、なしにかかわらず、教育課程では国語は国語、数学は数学みたいな、そういった学びについては興味がなくても頑張ってやってみましょうみたいなことにはなりますが、それ以外の部活動であったり、自分の時間での活動はやっぱり自分の好きなことを思い切りやるというのも、子供たちの成長には必要ではないのかなと思います。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 単純に絵が好きなんですみたいな、実際にいますし、先ほど来いろいろ、いろんな種目やいろんな文化というものの例えいっぱい出ていますけれども、例えば、美術にこだわるわけではないんですが、何だろう、美術の先生っているじゃないですか。高校さんあたりでも様々な文化系とか、南三陸高校あたりでもそろえて、多人数ではないけれども活動されているクラブ、部活というのはあるかと思うんですけれどもね。小学校、中学校くらいで絵が好きな子供たちの携わり方というのは何かないものではないかな、と思うんですが。部活、クラブというのではないんでしょうけれども、何が言いたいかという、そこで一切個人的に好きなものは勝手にやっってくださいよという感じではもうないと思うんです。ただ、中学校でも別な部活に所属して、だけど、美術の専門課程のある高校に進学したいか

ら私は一生懸命頑張ると言っ、美術の専門課程のある高校に進学した子とかも過去にはいると思うんですよ。そういった子のサポートって、少人数かもしれないんですけども、今、例え話で言っているのであれですけども、何か町として何かできないのかなと漠然と思ったことがあったので伺いたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） ちょっと具体的には思い浮かばないんですけども、やはりそういった場合は先生方の中でのいうか、美術の先生が美術を好きなお子さんと何らかの関わりをすとか、あるいは学校のほうには様々な応募関係があるんですけども、美術、絵画が得意な子供はそういった絵画とか、ポスター関係に取り組みせるとか、あるいは文章が好きな子は作文だとか、読書感想文だとか、習字が得意であれば習字のほうという、そういった募集関係の作品づくりのときに先生が関わったり、あるいは進学等に助言をしたりという関わりはできると思います。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） ちょっと議論にならない質問をして、申し訳ありませんでした。すごく難しいんだと思います。

ただ、最終的に何言いたいかという、僕やっぱり文科系の活動をその多様なニーズというところに合わせてやれる、そのしつらえ、先ほど言っていた、その任意加入制という1つの形、これいい形で進めていただきたいなと思っています。

スポーツ庁長官がね、スポーツにかかわらず、文化も含めて、子供たちにとって部活動というのは義務ではなくて、楽しむものだという御発言もされているようですし、特に文科系ってこだわるわけではないですが、どうしてもその環境、どうしてもばらつきがあるので、そこに対して、もう一度町のほうとしても考えていただきたいなと思います。一言お願いします。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 各地域で既に取り組んでいるところ、それから、各地域でも情報共有を今しているところ等があります。そういった部分を含めてですね、こちら側だけの考えでいくのではなくて、やはりこの関係団体との協議を持って、こちら側の提案について御意見があれば、本当にまだ進んでいない取組ですので、いかようにでも皆さんの考えを取り入れる部分を取り入れながら、まずは子供たちにとって満足できる、これからの部活動、さらには親御さんであったり、地域の方々も子供のためにこういう取組ができる、こういうふうな

お手伝いができるというような部活動であったり、あるいは地域の生涯体育、生涯美術の芸術分野の進展に寄与できるような取組になるように、今後の部活動については十分検討し、取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） ありがとうございます。

それでは、自席より2件目の質問を行いたいと思います。

2件目の質問です。南三陸高校通学路についてということで、町長にお伺いしたいと思っております。

昨年度、校名を変更し、創立100周年を迎えた南三陸高校ですが、県内公立高校として初めての全国募集や、あとコミュニティースクールの設置など、多くの注目を集め、学校の雰囲気にも大きな変化が見られていると。これは、とても素晴らしいことだと思っています。町としても魅力化構想に力を注ぎ、地域の学校としてこの先、大きく活躍していくんだろうなと期待しているところでございます。校内を訪れる視察なども増加し、教員や生徒の通勤、通学、送迎等も含めれば、交通量は少なくありません。もとより町民の生活道路としても、きちんと機能している路線でございます。これ廻館線のことを、私この今回通学路というふうに言っちゃったんですが、高校への多くの往来があるこの町道の現状は、個人的な感じ方もあると思いますが、傷みがひどいと。数多くの補修を行って維持管理されているという現状だと思います。個人的な感覚だと、あんまり良好な状態ではないのかなと思っておりますが、今後の町の対応というものをどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、須藤清孝議員の2件目の御質問です。

南三陸高校の通学路についてお答えをいたしますが、国道398号から南三陸高校へと向かう町道廻館線については、高校魅力化構想や全国募集等に伴い、同校への交通量が少なからず増加していることは認識をしております。これまでに国道398号からの乗り入れの隅切り部の拡幅、側溝蓋の設置及び路面の補修等を行ってきたところであります。今後につきましても、道路の利用状況や安全確保の観点から、状況に応じて必要な路面補修、路面修繕等の対応を講じてまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） この路面の補修、これからもやっていきます。最近、あの周辺で側溝の蓋が外れていたり、多分、工事しようとしてカラーコーンが置いてあったりするので、それ

も現状で進んでいることなのかなというふうに認識はしています。決して維持管理を怠ってきたんじゃないんですかと私言っているわけではなくて、ただ、何ていうんですかね、交通量が多いと町のほうでも認識していらっしゃると思います。生活道路でもあると先ほど私言いましたけれども、ただ、過去にもいろいろこの場で議論されている話の中で、冠水してしまうこともあるじゃないですかというお話あったと思います。これ例えばですけれども、復興事業とかでね、周りのその農地であったりとか、いろんな工事が行われて、排水に何か影響を及ぼしたとかという話ではないんだと思うんです。最近の局所的な降水量がどうしても道路を整備する上での一定の基準を満たしちゃうから、冠水するのではないかなと私は思っているんですけれども、そこを1回確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 冠水についてということで、お答えさせていただきたいと思います。

冠水につきましては、廻館線ではなく、この先といいますか、南側の中瀬町線とか、その辺のお話かと思いますが、なかなか復興事業等々で河川のバック堤等も整備された中でですね、水のはけ口が限られてしまっているということもございまして、どうしてもやはり急激な雨が降りますと、どうしても一時的に滞水してしまうと。ただ、過去にも何回か私も現場のほうを確認してございまして、雨が上がると、すっと引いていくということもございまして、なかなか完全にその滞水がしないようにというのは、ちょっとなかなか困難なのかなと思っておりますが、そうは言いつつも、やはり道路が冠水するというのは好ましい状況とは言えませんので、それに対応すべくですね、県等の御協力もいただきながら、排水側溝等の清掃等を続けておるところでございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 工事関係で若干の影響が出ているということでもいいのかな、そう思っていなかったのであれですけれども、今中瀬町のお話出ましたが、小中学校と違って、そもそも通学路指定というのは多分高校さんでしていないんだと思います。いろんな地域からも当然子供たち学校通ってますので、先ほど言っていたその廻館線、それから、その中瀬町方面から来る線あると思うんですが、その中瀬町方面ですね、県道と高野会館、45号線から、その高野会館付近から入ってくる県道を介して、その学校方面に向かっている。今何なんだろうな、盛土じゃない、土置場になっているところあるんですけれども、その県道沿いに、そこらもうちょっと先に行ったところに、あれは農道なんじゃないかな、その一部、30メートルか、50メートルかちょっとあれですけれども、砂利敷きの路面があって、そこから先は

舗装になっている。あの辺の区別というか、そこは町道になっているんでしょうかね。お願いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 私のちょっと認識に間違いがなければ、町道では、町道認定にはなっていないと思います。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 町道認定にはなっていないんでしょうけれども、あそこ、昔の震災前の路面がそのまま残っていたり、その工事の関係とかもいろいろあって、その砂利敷きのところは町道ではないから、多分、その碎石での路面になっているという認識でいいんですね、恐らく。

あの辺、どうなんですか。そこを通る人もいれば、もう少し先に行って、中瀬町のその舗装されている路面、道路を通学、送迎に使っている方もいると思うんです。あの一带はまだ工事の関係もあって、明確になっていないということなんですか。町道の路線を切り替える段取りとか、まだその段階に至っていないとか、そういった意味合いもあるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 工事の関係等で町道ができていないかという御質問でございますが、それについては一定程度工事、周辺工事が終わっておりますので、現在のところ、町道といたしますと、認定している路線のみということになります。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） あんまり細かい話はしたくないので、後々、後で窓口のほうに行って詳しく聞いてみたいと思いますけれども、廻館線のほうにちょっと戻るんですけれども、いずれあの路線を改修する予定とかあるのか、ないのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 廻館線は延長約400メートルあるんです。多分、舗装を全てやり替えるということになると、ほぼ金額的には1,400万円ぐらいかかるかなと思うんです。この後、ここでもいろんなことが想定されておりますので、確かに見た目とするとですね、ポットホールといいますか、穴空いたところをぽんぽんと埋めていますので、見た目はあまり格好よくはないんです。ただ、いずれその交通量が今後あそこ、すごいちょっと事情があって、どんどん増えることがありますので、そこが終わってからの工事ということのほうが、せつかく

直して、またそこがそういったことで荒らされる、荒らされるっておかしいな、道路が傷む、損傷するということが想定されますので、それが終わってからということのほうが、非常に費用対効果も含めて、いいんだろうなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） はっきりは明言、その交通量が増える事情的にはあまり触れないほうがいいですかね。分かりました。段階的なことを踏まえれば、今の町長の御答弁のほうが多分正しい。そのとおりにやっていただけるのであれば、いいなと思っています。

ただ、将来的にですけれども、その辺も含めて、その乗り入れからこの道路が、路面が下がる。例えば、あと、今の廻館線に隣接してガードレールを挟んでいますけれども、農道も1本通っているんですね。どっちかといったら、こっちの農道の路面のほうが一部ではありますけれども、高めに設定してあったりとかするわけですよ。そういうのも素人考えながら、冠水の理由にもなるのかななんて思うところもあるわけで、いずれそのしかるべきときが来たら、町としても対応していただけるということをもう一度だけ確認させていただいて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いずれ、そういう時期が来た際にはですね、そういう対応はせざるを得ないだろうというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 以上で、4番須藤清孝君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日は、議事の関係上、これにて延会することとし、明5日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本日は、議事の関係上、これにて延会することとし、明5日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これをもって延会といたします。

午後3時22分 延会

